

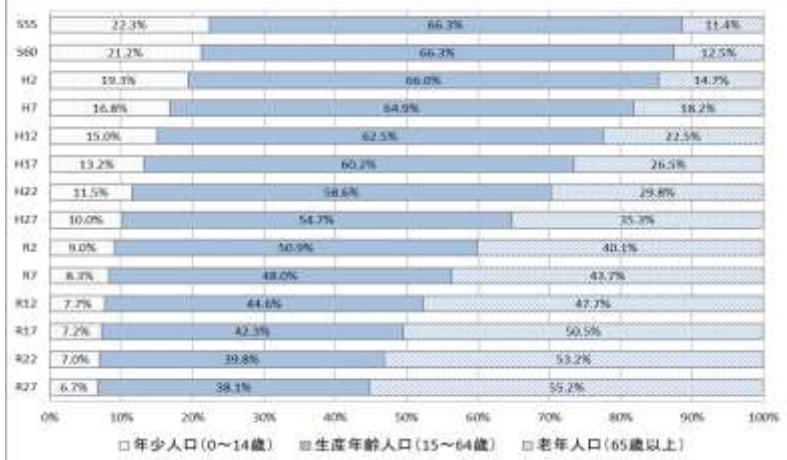
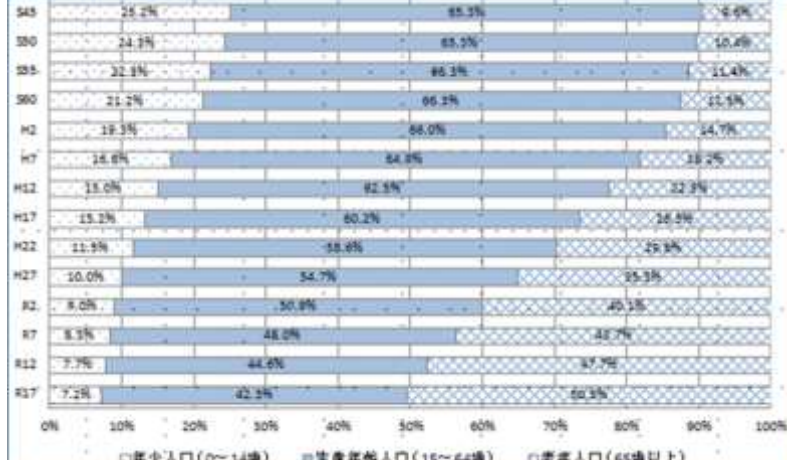
令和4年度 鳥羽市地域防災計画 地震・津波対策編 修正 新旧対照表

第1部 総則

ページ	章	節	項	新	旧	備考
目次				農林水産課（11ヶ所）、観光商工課（3ヶ所）	農水商工課（11ヶ所）、観光課（3ヶ所）	組織改編
1-1	1	1	1	<p>第1項 本市のおかれている状況</p> <p>未曾有の人的被害、経済被害をもたらした東日本大震災は、発生から<u>12年</u>を経過した今もなお、復興の見通しが立たない地域は多く、多くの人々が生活再建に向けて懸命の努力を続けている。</p> <p>（中略）</p> <p>国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表によると、今後30年以内に南海トラフを震源とする<u>マグニチュード（以下、Mと記載）8～9クラス</u>の地震が発生する確率は（時間予測モデルの場合）70～80%程度（以下略）</p>	<p>第1項 本市のおかれている状況</p> <p>未曾有の人的被害、経済被害をもたらした東日本大震災は、発生から<u>10年</u>を経過した今もなお、復興の見通しが立たない地域は多く、多くの人々が生活再建に向けて懸命の努力を続けている。</p> <p>（中略）</p> <p>国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表によると、今後30年以内に南海トラフを震源とする<u>M8～9クラス</u>の地震が発生する確率は（時間予測モデルの場合）70～80%程度（以下略）</p>	<p>県修正(R4)に整合</p>
1-2	1	1	2	<p>4 地震・津波発災時・発災後の<u>対応に関する見直し</u>について</p> <p>これら想定した地震モデルのうち、特に理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した際の<u>対応が、引き続き</u>本計画における課題となる。東日本大震災と同規模かそれ以上の津波の襲来と揺れが想定され、沿岸部・離島を中心に市全域に甚大な被害が生じることは避けられず、<u>更に近年発生した新たな事象に対応するために、新たに4つのポイントについて見直した。</u></p> <p><u>(1) 南海トラフ地震臨時情報への対応の具体化</u></p> <p>南海トラフ地震臨時情報発表時の市の対応、特に「西側先行の半割れ発生時の巨大地震警戒」発表時の市管理施設の対応について、現時点で可能な限り具体的に列挙することに努めた。</p> <p><u>(2) 避難情報の修正</u></p> <p>「避難情報に関するガイドライン（内閣府 令和3年5月）」に基づく「避難勧告」の削除による「避難指示」への一本化をはじめとした警戒レベル・避難情報の修正を実施して、地震・津波対策に関する国・県・近隣市町等との連携を進めた。</p> <p><u>(3) 遠地地震対策</u></p> <p>過去にも幾度となく重大な被害を及ぼした「遠地地震」について、<u>トンガ噴火に伴う潮位変化時の対応を参考に対応を再確認した。</u></p>	<p>4 地震・津波発災時・発災後の<u>対応</u>について</p> <p>これら想定した地震モデルのうち、特に理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した際の<u>対応が</u>本計画における<u>新たな課題</u>となる。東日本大震災と同規模かそれ以上の津波の襲来と揺れが想定され、沿岸部・離島を中心に市全域に甚大な被害が生じることは避けられない。</p> <p><u>このことから、本計画では、これまで進めてきた防災対策に東日本大震災で得た新たな知見を加え、各々の対策項目の充実を図るとともに、新たに次の5つの対策を重要課題と位置づけて防災対策に取り組むこととする。</u></p> <p><u>(1) 避難行動要支援者に最大限配慮した津波避難対策</u></p> <p>死者数を限りなくゼロに近づけるためには、避難行動要支援者の避難対策が重要な課題で、特に短時間での巨大津波の到達が想定される市南部地域の避難対策について、個人の避難計画（Myまっぷらん）等の作成・活用を住民の方達と進めていく。</p> <p><u>(2) 孤立化対策</u></p> <p>津波による災害等により離島各集落の孤立が想定されるため自助共助を主体としたあらゆる対策や支援体制の整備を進めていく。</p> <p><u>(3) 観光客対策</u></p> <p>観光都市として、観光客に対する安全・安心を保証する責任を市、観光事業所、市民が実践する対策を立てていく。</p>	<p>対策の変更による</p>



凡例 赤字下線 : 修正箇所

1部2

ページ	章	節	項	新	旧	備考
1-2	1	1	2	<p><u>(4) 避難所対策</u> <u>感染症対応を考慮した備蓄・対策の強化に加え、男女のニーズに限定しない多様な視点による避難所の開設・運営について記載した。</u></p>	<p><u>(4) 災害時応援協定市町、防災関係機関等との連携による広域的な応援・受援体制の整備</u> <u>災害復旧・復興時に支援を頂くため、災害時応援協定を締結している市町、防災関係機関等の受け入れの体制の整備を進める。</u></p> <p><u>(5) 感染症対策</u> <u>感染症等の流行期においては、当該感染症の感染予防に資する対策を講じて避難所を開設・運営する。</u></p>	<p>対策の変更による</p>
1-17	3	1	1	<p>1 少子高齢化の進展 本市の人口を「年少人口（0～14歳）」「生産年齢人口（15～64歳）」「老年人口（65歳以上）」の年齢3区分別に見ると、少子高齢化の進行により、年少人口及び生産年齢人口の割合が低下し地域活力の喪失が危惧されている一方で、老年人口の割合が増加してきており、<u>令和22年（2040年）には市内の老年人口の割合が約53.2%</u>（国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』より算出）に達することが予測されている。 本市における年齢3区分別人口の推移</p>  <p>出典：総務省「令和2年国勢調査」、令和7年以降は 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口」</p>	<p>1 少子高齢化の進展 本市の人口を「年少人口（0～14歳）」「生産年齢人口（15～64歳）」「老年人口（65歳以上）」の年齢3区分別に見ると、少子高齢化の進行により、年少人口及び生産年齢人口の割合が低下し地域活力の喪失が危惧されている一方で、老年人口の割合が増加してきており、<u>令和17年（2035年）には市内の老年人口の割合が約50.5%</u>（国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』より算出）に達することが予測されている。 本市における年齢3区分別人口の推移</p>  <p>[出典：総務省「平成27年国勢調査」、令和2年以降は 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口」]</p>	<p>最新の状況に変更</p>

ページ	章	節	項	新	旧	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
1-18	3	1	1	<p>2 人口の分布</p> <p>本市の人口を地域別に見ると、鳥羽地区に総人口の25.5%、加茂地区に44.2%（内、安楽島地区は27.5%）、長岡地区9.4%、鏡浦地区5.8%、離島地区に15.1%が分布している。</p> <table border="1"> <caption>町丁別年齢3区分別人口</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">総数</th> <th rowspan="2">市総人口に対する割合</th> <th colspan="4">令和2年人口(割合)</th> </tr> <tr> <th>0~14歳</th> <th>15~64歳</th> <th>65歳以上</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥羽市計</td> <td>17,525</td> <td></td> <td>1,596</td> <td>8,890</td> <td>50.7%</td> <td>6,885</td> <td>39.3%</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">鳥羽地区</td> <td>鳥羽一丁目</td> <td>466</td> <td>2.7%</td> <td>30</td> <td>6.4%</td> <td>195</td> <td>41.8%</td> <td>218</td> <td>46.8%</td> </tr> <tr> <td>鳥羽二丁目</td> <td>324</td> <td>1.8%</td> <td>20</td> <td>6.2%</td> <td>170</td> <td>52.5%</td> <td>132</td> <td>40.7%</td> </tr> <tr> <td>鳥羽三丁目</td> <td>406</td> <td>2.3%</td> <td>35</td> <td>8.6%</td> <td>164</td> <td>40.4%</td> <td>206</td> <td>50.7%</td> </tr> <tr> <td>鳥羽四丁目</td> <td>371</td> <td>2.1%</td> <td>37</td> <td>10.0%</td> <td>181</td> <td>48.8%</td> <td>153</td> <td>41.2%</td> </tr> <tr> <td>鳥羽五丁目</td> <td>273</td> <td>1.6%</td> <td>23</td> <td>8.4%</td> <td>152</td> <td>55.7%</td> <td>94</td> <td>34.4%</td> </tr> <tr> <td>小浜町</td> <td>812</td> <td>4.6%</td> <td>78</td> <td>9.6%</td> <td>396</td> <td>48.8%</td> <td>328</td> <td>40.4%</td> </tr> <tr> <td>堅神町</td> <td>407</td> <td>2.3%</td> <td>43</td> <td>10.6%</td> <td>216</td> <td>53.1%</td> <td>145</td> <td>35.6%</td> </tr> <tr> <td>池上町</td> <td>1,066</td> <td>6.1%</td> <td>91</td> <td>8.5%</td> <td>634</td> <td>59.5%</td> <td>337</td> <td>31.6%</td> </tr> <tr> <td>屋内町</td> <td>346</td> <td>2.0%</td> <td>40</td> <td>11.6%</td> <td>183</td> <td>52.9%</td> <td>119</td> <td>34.4%</td> </tr> <tr> <td>鳥羽地区計</td> <td>4,471</td> <td>25.5%</td> <td>397</td> <td>8.9%</td> <td>2,291</td> <td>51.2%</td> <td>1,732</td> <td>38.7%</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">加茂地区</td> <td>安楽島町</td> <td>3,187</td> <td>18.2%</td> <td>331</td> <td>10.4%</td> <td>1,738</td> <td>54.5%</td> <td>1,085</td> <td>34.0%</td> </tr> <tr> <td>高丘町</td> <td>590</td> <td>3.4%</td> <td>82</td> <td>13.9%</td> <td>328</td> <td>55.6%</td> <td>178</td> <td>30.2%</td> </tr> <tr> <td>大明東町</td> <td>523</td> <td>3.0%</td> <td>60</td> <td>11.5%</td> <td>299</td> <td>57.2%</td> <td>154</td> <td>29.4%</td> </tr> <tr> <td>大明西町</td> <td>513</td> <td>2.9%</td> <td>35</td> <td>6.8%</td> <td>262</td> <td>51.1%</td> <td>192</td> <td>37.4%</td> </tr> <tr> <td>幸丘</td> <td>348</td> <td>2.0%</td> <td>69</td> <td>19.8%</td> <td>189</td> <td>54.3%</td> <td>88</td> <td>25.3%</td> </tr> <tr> <td>船津町</td> <td>576</td> <td>3.3%</td> <td>45</td> <td>7.8%</td> <td>308</td> <td>53.5%</td> <td>209</td> <td>36.3%</td> </tr> <tr> <td>若杉町</td> <td>198</td> <td>1.1%</td> <td>24</td> <td>12.1%</td> <td>84</td> <td>42.4%</td> <td>90</td> <td>45.5%</td> </tr> <tr> <td>岩倉町</td> <td>664</td> <td>3.8%</td> <td>53</td> <td>8.0%</td> <td>295</td> <td>44.4%</td> <td>316</td> <td>47.6%</td> </tr> <tr> <td>河内町</td> <td>292</td> <td>1.7%</td> <td>18</td> <td>6.2%</td> <td>144</td> <td>49.3%</td> <td>130</td> <td>44.5%</td> </tr> <tr> <td>松尾町</td> <td>710</td> <td>4.1%</td> <td>52</td> <td>7.3%</td> <td>401</td> <td>56.5%</td> <td>257</td> <td>36.2%</td> </tr> <tr> <td>白木町</td> <td>151</td> <td>0.9%</td> <td>20</td> <td>13.2%</td> <td>77</td> <td>51.0%</td> <td>54</td> <td>35.8%</td> </tr> <tr> <td>加茂地区計</td> <td>7,752</td> <td>44.2%</td> <td>789</td> <td>10.2%</td> <td>4,125</td> <td>53.2%</td> <td>2,753</td> <td>35.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">長岡地区</td> <td>相差町</td> <td>1,079</td> <td>6.2%</td> <td>100</td> <td>9.3%</td> <td>540</td> <td>50.0%</td> <td>430</td> <td>39.9%</td> </tr> <tr> <td>国崎町</td> <td>248</td> <td>1.4%</td> <td>9</td> <td>3.6%</td> <td>105</td> <td>42.3%</td> <td>134</td> <td>54.0%</td> </tr> <tr> <td>畔蛸町</td> <td>226</td> <td>1.3%</td> <td>28</td> <td>12.4%</td> <td>112</td> <td>49.6%</td> <td>86</td> <td>38.1%</td> </tr> <tr> <td>千賀町</td> <td>59</td> <td>0.3%</td> <td>3</td> <td>5.1%</td> <td>32</td> <td>54.2%</td> <td>24</td> <td>40.7%</td> </tr> <tr> <td>堅子町</td> <td>36</td> <td>0.2%</td> <td>2</td> <td>5.6%</td> <td>20</td> <td>55.6%</td> <td>16</td> <td>44.4%</td> </tr> <tr> <td>長岡地区計</td> <td>1,648</td> <td>9.4%</td> <td>142</td> <td>8.6%</td> <td>809</td> <td>49.1%</td> <td>690</td> <td>41.9%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鏡浦地区</td> <td>石鏡町</td> <td>340</td> <td>1.9%</td> <td>9</td> <td>2.6%</td> <td>156</td> <td>45.9%</td> <td>167</td> <td>49.1%</td> </tr> <tr> <td>浦村町</td> <td>669</td> <td>3.8%</td> <td>41</td> <td>6.1%</td> <td>340</td> <td>50.8%</td> <td>287</td> <td>42.9%</td> </tr> <tr> <td>鏡浦地区計</td> <td>1,009</td> <td>5.8%</td> <td>50</td> <td>5.0%</td> <td>496</td> <td>49.2%</td> <td>454</td> <td>45.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">離島地区</td> <td>桃取町</td> <td>459</td> <td>2.6%</td> <td>23</td> <td>5.0%</td> <td>202</td> <td>44.0%</td> <td>234</td> <td>51.0%</td> </tr> <tr> <td>答志町</td> <td>1,198</td> <td>6.8%</td> <td>120</td> <td>10.0%</td> <td>587</td> <td>49.0%</td> <td>491</td> <td>41.0%</td> </tr> <tr> <td>菅島町</td> <td>455</td> <td>2.6%</td> <td>47</td> <td>10.3%</td> <td>204</td> <td>44.8%</td> <td>204</td> <td>44.8%</td> </tr> <tr> <td>神島町</td> <td>290</td> <td>1.7%</td> <td>28</td> <td>9.7%</td> <td>120</td> <td>41.4%</td> <td>140</td> <td>48.3%</td> </tr> <tr> <td>坂手町</td> <td>243</td> <td>1.4%</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>58</td> <td>23.9%</td> <td>185</td> <td>76.1%</td> </tr> <tr> <td>離島地区計</td> <td>2,645</td> <td>15.1%</td> <td>218</td> <td>8.2%</td> <td>1,171</td> <td>44.3%</td> <td>1,254</td> <td>47.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【出典：総務省「令和2年国勢調査」】</p> <p>他の市町に変わらず、鳥羽市においても若年人口の都市部への流出等による高齢化が顕著であり、特に、長岡地区、鏡浦地区、離島地区などは、高齢化が進んでいる。熊野灘に面した複雑なリアス海岸沿いに集落が点在する地域的特性から（以下略）となっている。</p>		総数	市総人口に対する割合	令和2年人口(割合)				0~14歳	15~64歳	65歳以上		鳥羽市計	17,525		1,596	8,890	50.7%	6,885	39.3%	鳥羽地区	鳥羽一丁目	466	2.7%	30	6.4%	195	41.8%	218	46.8%	鳥羽二丁目	324	1.8%	20	6.2%	170	52.5%	132	40.7%	鳥羽三丁目	406	2.3%	35	8.6%	164	40.4%	206	50.7%	鳥羽四丁目	371	2.1%	37	10.0%	181	48.8%	153	41.2%	鳥羽五丁目	273	1.6%	23	8.4%	152	55.7%	94	34.4%	小浜町	812	4.6%	78	9.6%	396	48.8%	328	40.4%	堅神町	407	2.3%	43	10.6%	216	53.1%	145	35.6%	池上町	1,066	6.1%	91	8.5%	634	59.5%	337	31.6%	屋内町	346	2.0%	40	11.6%	183	52.9%	119	34.4%	鳥羽地区計	4,471	25.5%	397	8.9%	2,291	51.2%	1,732	38.7%	加茂地区	安楽島町	3,187	18.2%	331	10.4%	1,738	54.5%	1,085	34.0%	高丘町	590	3.4%	82	13.9%	328	55.6%	178	30.2%	大明東町	523	3.0%	60	11.5%	299	57.2%	154	29.4%	大明西町	513	2.9%	35	6.8%	262	51.1%	192	37.4%	幸丘	348	2.0%	69	19.8%	189	54.3%	88	25.3%	船津町	576	3.3%	45	7.8%	308	53.5%	209	36.3%	若杉町	198	1.1%	24	12.1%	84	42.4%	90	45.5%	岩倉町	664	3.8%	53	8.0%	295	44.4%	316	47.6%	河内町	292	1.7%	18	6.2%	144	49.3%	130	44.5%	松尾町	710	4.1%	52	7.3%	401	56.5%	257	36.2%	白木町	151	0.9%	20	13.2%	77	51.0%	54	35.8%	加茂地区計	7,752	44.2%	789	10.2%	4,125	53.2%	2,753	35.5%	長岡地区	相差町	1,079	6.2%	100	9.3%	540	50.0%	430	39.9%	国崎町	248	1.4%	9	3.6%	105	42.3%	134	54.0%	畔蛸町	226	1.3%	28	12.4%	112	49.6%	86	38.1%	千賀町	59	0.3%	3	5.1%	32	54.2%	24	40.7%	堅子町	36	0.2%	2	5.6%	20	55.6%	16	44.4%	長岡地区計	1,648	9.4%	142	8.6%	809	49.1%	690	41.9%	鏡浦地区	石鏡町	340	1.9%	9	2.6%	156	45.9%	167	49.1%	浦村町	669	3.8%	41	6.1%	340	50.8%	287	42.9%	鏡浦地区計	1,009	5.8%	50	5.0%	496	49.2%	454	45.0%	離島地区	桃取町	459	2.6%	23	5.0%	202	44.0%	234	51.0%	答志町	1,198	6.8%	120	10.0%	587	49.0%	491	41.0%	菅島町	455	2.6%	47	10.3%	204	44.8%	204	44.8%	神島町	290	1.7%	28	9.7%	120	41.4%	140	48.3%	坂手町	243	1.4%	0	0.0%	58	23.9%	185	76.1%	離島地区計	2,645	15.1%	218	8.2%	1,171	44.3%	1,254	47.4%	<p>2 人口の分布</p> <p>本市の人口を地域別に見ると、人口の24.9%が鳥羽地区、42.1%が加茂地区（内、25.6%が安楽島地区）、10.1%が長岡地区、6.5%が鏡浦地区、16.4%が離島地区に分布している。</p> <table border="1"> <caption>町丁別年齢3区分別人口</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">総数</th> <th rowspan="2">市総人口に対する割合</th> <th colspan="4">平成27年人口(割合)</th> </tr> <tr> <th>0~14歳</th> <th>15~64歳</th> <th>65歳以上</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥羽市計</td> <td>19,448</td> <td></td> <td>1,950</td> <td>10.0%</td> <td>10,621</td> <td>54.6%</td> <td>6,895</td> <td>35.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">鳥羽地区</td> <td>鳥羽一丁目</td> <td>496</td> <td>2.6%</td> <td>45</td> <td>9.1%</td> <td>248</td> <td>50.0%</td> <td>203</td> <td>40.9%</td> </tr> <tr> <td>鳥羽二丁目</td> <td>349</td> <td>1.8%</td> <td>23</td> <td>6.6%</td> <td>170</td> <td>48.7%</td> <td>156</td> <td>44.7%</td> </tr> <tr> <td>鳥羽三丁目</td> <td>446</td> <td>2.3%</td> <td>35</td> <td>7.8%</td> <td>202</td> <td>45.3%</td> <td>209</td> <td>46.9%</td> </tr> <tr> <td>鳥羽四丁目</td> <td>411</td> <td>2.1%</td> <td>46</td> <td>11.2%</td> <td>192</td> <td>46.7%</td> <td>173</td> <td>42.1%</td> </tr> <tr> <td>鳥羽五丁目</td> <td>294</td> <td>1.5%</td> <td>33</td> <td>11.2%</td> <td>178</td> <td>60.5%</td> <td>82</td> <td>27.9%</td> </tr> <tr> <td>小浜町</td> <td>898</td> <td>4.6%</td> <td>77</td> <td>8.6%</td> <td>447</td> <td>49.8%</td> <td>374</td> <td>41.6%</td> </tr> <tr> <td>堅神町</td> <td>470</td> <td>2.4%</td> <td>67</td> <td>14.3%</td> <td>262</td> <td>55.7%</td> <td>141</td> <td>30.0%</td> </tr> <tr> <td>池上町</td> <td>1,143</td> <td>5.9%</td> <td>99</td> <td>8.7%</td> <td>675</td> <td>59.1%</td> <td>369</td> <td>32.3%</td> </tr> <tr> <td>屋内町</td> <td>335</td> <td>1.7%</td> <td>24</td> <td>7.2%</td> <td>195</td> <td>58.2%</td> <td>116</td> <td>34.6%</td> </tr> <tr> <td>鳥羽地区計</td> <td>4,842</td> <td>24.9%</td> <td>449</td> <td>9.3%</td> <td>2,569</td> <td>53.1%</td> <td>1,823</td> <td>37.6%</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">加茂地区</td> <td>安楽島町</td> <td>3,264</td> <td>16.8%</td> <td>384</td> <td>11.8%</td> <td>1,855</td> <td>56.8%</td> <td>998</td> <td>30.6%</td> </tr> <tr> <td>高丘町</td> <td>597</td> <td>3.1%</td> <td>72</td> <td>12.1%</td> <td>352</td> <td>59.0%</td> <td>171</td> <td>28.6%</td> </tr> <tr> <td>大明東町</td> <td>575</td> <td>3.0%</td> <td>84</td> <td>14.6%</td> <td>362</td> <td>63.0%</td> <td>124</td> <td>21.6%</td> </tr> <tr> <td>大明西町</td> <td>531</td> <td>2.7%</td> <td>38</td> <td>7.2%</td> <td>326</td> <td>61.4%</td> <td>167</td> <td>31.5%</td> </tr> <tr> <td>幸丘</td> <td>358</td> <td>1.8%</td> <td>67</td> <td>18.7%</td> <td>201</td> <td>56.1%</td> <td>89</td> <td>24.9%</td> </tr> <tr> <td>船津町</td> <td>642</td> <td>3.3%</td> <td>57</td> <td>8.9%</td> <td>399</td> <td>62.1%</td> <td>183</td> <td>28.5%</td> </tr> <tr> <td>若杉町</td> <td>223</td> <td>1.1%</td> <td>20</td> <td>9.0%</td> <td>97</td> <td>43.5%</td> <td>106</td> <td>47.5%</td> </tr> <tr> <td>岩倉町</td> <td>748</td> <td>3.8%</td> <td>72</td> <td>9.6%</td> <td>377</td> <td>50.4%</td> <td>299</td> <td>40.0%</td> </tr> <tr> <td>河内町</td> <td>323</td> <td>1.7%</td> <td>20</td> <td>6.2%</td> <td>170</td> <td>52.6%</td> <td>133</td> <td>41.2%</td> </tr> <tr> <td>松尾町</td> <td>772</td> <td>4.0%</td> <td>82</td> <td>10.6%</td> <td>457</td> <td>59.2%</td> <td>233</td> <td>30.2%</td> </tr> <tr> <td>白木町</td> <td>152</td> <td>0.8%</td> <td>20</td> <td>13.2%</td> <td>84</td> <td>55.3%</td> <td>48</td> <td>31.6%</td> </tr> <tr> <td>加茂地区計</td> <td>8,185</td> <td>42.1%</td> <td>916</td> <td>11.2%</td> <td>4,680</td> <td>57.2%</td> <td>2,551</td> <td>31.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">長岡地区</td> <td>相差町</td> <td>1,270</td> <td>6.5%</td> <td>137</td> <td>10.8%</td> <td>721</td> <td>56.8%</td> <td>412</td> <td>32.4%</td> </tr> <tr> <td>国崎町</td> <td>323</td> <td>1.7%</td> <td>21</td> <td>6.5%</td> <td>163</td> <td>50.5%</td> <td>138</td> <td>42.7%</td> </tr> <tr> <td>畔蛸町</td> <td>265</td> <td>1.4%</td> <td>40</td> <td>15.1%</td> <td>149</td> <td>56.2%</td> <td>76</td> <td>28.7%</td> </tr> <tr> <td>千賀町</td> <td>59</td> <td>0.3%</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>32</td> <td>54.2%</td> <td>27</td> <td>45.8%</td> </tr> <tr> <td>堅子町</td> <td>46</td> <td>0.2%</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>28</td> <td>60.9%</td> <td>18</td> <td>39.1%</td> </tr> <tr> <td>長岡地区計</td> <td>1,963</td> <td>10.1%</td> <td>198</td> <td>10.1%</td> <td>1,093</td> <td>55.7%</td> <td>671</td> <td>34.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鏡浦地区</td> <td>石鏡町</td> <td>427</td> <td>2.2%</td> <td>21</td> <td>4.9%</td> <td>214</td> <td>50.1%</td> <td>190</td> <td>44.5%</td> </tr> <tr> <td>浦村町</td> <td>843</td> <td>4.3%</td> <td>73</td> <td>8.7%</td> <td>497</td> <td>59.0%</td> <td>273</td> <td>32.4%</td> </tr> <tr> <td>鏡浦地区計</td> <td>1,270</td> <td>6.5%</td> <td>94</td> <td>7.4%</td> <td>711</td> <td>56.0%</td> <td>463</td> <td>36.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">離島地区</td> <td>桃取町</td> <td>565</td> <td>2.9%</td> <td>32</td> <td>5.7%</td> <td>258</td> <td>45.7%</td> <td>275</td> <td>48.7%</td> </tr> <tr> <td>答志町</td> <td>1,410</td> <td>7.3%</td> <td>177</td> <td>12.6%</td> <td>751</td> <td>53.3%</td> <td>482</td> <td>34.2%</td> </tr> <tr> <td>菅島町</td> <td>550</td> <td>2.8%</td> <td>51</td> <td>9.3%</td> <td>293</td> <td>53.3%</td> <td>206</td> <td>37.5%</td> </tr> <tr> <td>神島町</td> <td>348</td> <td>1.8%</td> <td>32</td> <td>9.2%</td> <td>149</td> <td>42.8%</td> <td>167</td> <td>48.0%</td> </tr> <tr> <td>坂手町</td> <td>315</td> <td>1.6%</td> <td>1</td> <td>0.3%</td> <td>117</td> <td>37.1%</td> <td>197</td> <td>62.5%</td> </tr> <tr> <td>離島地区計</td> <td>3,188</td> <td>16.4%</td> <td>293</td> <td>9.2%</td> <td>1,588</td> <td>49.2%</td> <td>1,327</td> <td>41.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【出典：総務省「平成27年国勢調査」】</p> <p>他の市町に変わらず、鳥羽市においても若年人口の都市部への流出等による高齢化が顕著であり、特に、鳥羽地区、鏡浦地区、離島地区などは、高齢化が進んでいる。熊野灘に面した複雑なリアス式海岸沿いに集落が点在する地域的特性から（以下略）となっている。</p>		総数	市総人口に対する割合	平成27年人口(割合)				0~14歳	15~64歳	65歳以上		鳥羽市計	19,448		1,950	10.0%	10,621	54.6%	6,895	35.1%	鳥羽地区	鳥羽一丁目	496	2.6%	45	9.1%	248	50.0%	203	40.9%	鳥羽二丁目	349	1.8%	23	6.6%	170	48.7%	156	44.7%	鳥羽三丁目	446	2.3%	35	7.8%	202	45.3%	209	46.9%	鳥羽四丁目	411	2.1%	46	11.2%	192	46.7%	173	42.1%	鳥羽五丁目	294	1.5%	33	11.2%	178	60.5%	82	27.9%	小浜町	898	4.6%	77	8.6%	447	49.8%	374	41.6%	堅神町	470	2.4%	67	14.3%	262	55.7%	141	30.0%	池上町	1,143	5.9%	99	8.7%	675	59.1%	369	32.3%	屋内町	335	1.7%	24	7.2%	195	58.2%	116	34.6%	鳥羽地区計	4,842	24.9%	449	9.3%	2,569	53.1%	1,823	37.6%	加茂地区	安楽島町	3,264	16.8%	384	11.8%	1,855	56.8%	998	30.6%	高丘町	597	3.1%	72	12.1%	352	59.0%	171	28.6%	大明東町	575	3.0%	84	14.6%	362	63.0%	124	21.6%	大明西町	531	2.7%	38	7.2%	326	61.4%	167	31.5%	幸丘	358	1.8%	67	18.7%	201	56.1%	89	24.9%	船津町	642	3.3%	57	8.9%	399	62.1%	183	28.5%	若杉町	223	1.1%	20	9.0%	97	43.5%	106	47.5%	岩倉町	748	3.8%	72	9.6%	377	50.4%	299	40.0%	河内町	323	1.7%	20	6.2%	170	52.6%	133	41.2%	松尾町	772	4.0%	82	10.6%	457	59.2%	233	30.2%	白木町	152	0.8%	20	13.2%	84	55.3%	48	31.6%	加茂地区計	8,185	42.1%	916	11.2%	4,680	57.2%	2,551	31.2%	長岡地区	相差町	1,270	6.5%	137	10.8%	721	56.8%	412	32.4%	国崎町	323	1.7%	21	6.5%	163	50.5%	138	42.7%	畔蛸町	265	1.4%	40	15.1%	149	56.2%	76	28.7%	千賀町	59	0.3%	0	0.0%	32	54.2%	27	45.8%	堅子町	46	0.2%	0	0.0%	28	60.9%	18	39.1%	長岡地区計	1,963	10.1%	198	10.1%	1,093	55.7%	671	34.2%	鏡浦地区	石鏡町	427	2.2%	21	4.9%	214	50.1%	190	44.5%	浦村町	843	4.3%	73	8.7%	497	59.0%	273	32.4%	鏡浦地区計	1,270	6.5%	94	7.4%	711	56.0%	463	36.5%	離島地区	桃取町	565	2.9%	32	5.7%	258	45.7%	275	48.7%	答志町	1,410	7.3%	177	12.6%	751	53.3%	482	34.2%	菅島町	550	2.8%	51	9.3%	293	53.3%	206	37.5%	神島町	348	1.8%	32	9.2%	149	42.8%	167	48.0%	坂手町	315	1.6%	1	0.3%	117	37.1%	197	62.5%	離島地区計	3,188	16.4%	293	9.2%	1,588	49.2%	1,327	41.6%	<p>県修正(R4)に整合させ表を最新の状況に変更</p>
	総数	市総人口に対する割合	令和2年人口(割合)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			0~14歳	15~64歳	65歳以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
鳥羽市計	17,525		1,596	8,890	50.7%	6,885	39.3%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
鳥羽地区	鳥羽一丁目	466	2.7%	30	6.4%	195	41.8%	218	46.8%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	鳥羽二丁目	324	1.8%	20	6.2%	170	52.5%	132	40.7%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	鳥羽三丁目	406	2.3%	35	8.6%	164	40.4%	206	50.7%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	鳥羽四丁目	371	2.1%	37	10.0%	181	48.8%	153	41.2%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	鳥羽五丁目	273	1.6%	23	8.4%	152	55.7%	94	34.4%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	小浜町	812	4.6%	78	9.6%	396	48.8%	328	40.4%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	堅神町	407	2.3%	43	10.6%	216	53.1%	145	35.6%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	池上町	1,066	6.1%	91	8.5%	634	59.5%	337	31.6%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	屋内町	346	2.0%	40	11.6%	183	52.9%	119	34.4%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	鳥羽地区計	4,471	25.5%	397	8.9%	2,291	51.2%	1,732	38.7%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
加茂地区	安楽島町	3,187	18.2%	331	10.4%	1,738	54.5%	1,085	34.0%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	高丘町	590	3.4%	82	13.9%	328	55.6%	178	30.2%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	大明東町	523	3.0%	60	11.5%	299	57.2%	154	29.4%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	大明西町	513	2.9%	35	6.8%	262	51.1%	192	37.4%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	幸丘	348	2.0%	69	19.8%	189	54.3%	88	25.3%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	船津町	576	3.3%	45	7.8%	308	53.5%	209	36.3%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	若杉町	198	1.1%	24	12.1%	84	42.4%	90	45.5%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	岩倉町	664	3.8%	53	8.0%	295	44.4%	316	47.6%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	河内町	292	1.7%	18	6.2%	144	49.3%	130	44.5%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	松尾町	710	4.1%	52	7.3%	401	56.5%	257	36.2%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	白木町	151	0.9%	20	13.2%	77	51.0%	54	35.8%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	加茂地区計	7,752	44.2%	789	10.2%	4,125	53.2%	2,753	35.5%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	長岡地区	相差町	1,079	6.2%	100	9.3%	540	50.0%	430	39.9%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
国崎町		248	1.4%	9	3.6%	105	42.3%	134	54.0%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
畔蛸町		226	1.3%	28	12.4%	112	49.6%	86	38.1%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
千賀町		59	0.3%	3	5.1%	32	54.2%	24	40.7%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
堅子町		36	0.2%	2	5.6%	20	55.6%	16	44.4%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
長岡地区計	1,648	9.4%	142	8.6%	809	49.1%	690	41.9%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
鏡浦地区	石鏡町	340	1.9%	9	2.6%	156	45.9%	167	49.1%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	浦村町	669	3.8%	41	6.1%	340	50.8%	287	42.9%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
鏡浦地区計	1,009	5.8%	50	5.0%	496	49.2%	454	45.0%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
離島地区	桃取町	459	2.6%	23	5.0%	202	44.0%	234	51.0%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	答志町	1,198	6.8%	120	10.0%	587	49.0%	491	41.0%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	菅島町	455	2.6%	47	10.3%	204	44.8%	204	44.8%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	神島町	290	1.7%	28	9.7%	120	41.4%	140	48.3%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	坂手町	243	1.4%	0	0.0%	58	23.9%	185	76.1%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
離島地区計	2,645	15.1%	218	8.2%	1,171	44.3%	1,254	47.4%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	総数	市総人口に対する割合	平成27年人口(割合)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			0~14歳	15~64歳	65歳以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
鳥羽市計	19,448		1,950	10.0%	10,621	54.6%	6,895	35.1%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
鳥羽地区	鳥羽一丁目	496	2.6%	45	9.1%	248	50.0%	203	40.9%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	鳥羽二丁目	349	1.8%	23	6.6%	170	48.7%	156	44.7%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	鳥羽三丁目	446	2.3%	35	7.8%	202	45.3%	209	46.9%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	鳥羽四丁目	411	2.1%	46	11.2%	192	46.7%	173	42.1%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	鳥羽五丁目	294	1.5%	33	11.2%	178	60.5%	82	27.9%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	小浜町	898	4.6%	77	8.6%	447	49.8%	374	41.6%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	堅神町	470	2.4%	67	14.3%	262	55.7%	141	30.0%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	池上町	1,143	5.9%	99	8.7%	675	59.1%	369	32.3%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	屋内町	335	1.7%	24	7.2%	195	58.2%	116	34.6%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	鳥羽地区計	4,842	24.9%	449	9.3%	2,569	53.1%	1,823	37.6%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
加茂地区	安楽島町	3,264	16.8%	384	11.8%	1,855	56.8%	998	30.6%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	高丘町	597	3.1%	72	12.1%	352	59.0%	171	28.6%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	大明東町	575	3.0%	84	14.6%	362	63.0%	124	21.6%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	大明西町	531	2.7%	38	7.2%	326	61.4%	167	31.5%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	幸丘	358	1.8%	67	18.7%	201	56.1%	89	24.9%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	船津町	642	3.3%	57	8.9%	399	62.1%	183	28.5%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	若杉町	223	1.1%	20	9.0%	97	43.5%	106	47.5%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	岩倉町	748	3.8%	72	9.6%	377	50.4%	299	40.0%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	河内町	323	1.7%	20	6.2%	170	52.6%	133	41.2%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	松尾町	772	4.0%	82	10.6%	457	59.2%	233	30.2%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	白木町	152	0.8%	20	13.2%	84	55.3%	48	31.6%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	加茂地区計	8,185	42.1%	916	11.2%	4,680	57.2%	2,551	31.2%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	長岡地区	相差町	1,270	6.5%	137	10.8%	721	56.8%	412	32.4%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
国崎町		323	1.7%	21	6.5%	163	50.5%	138	42.7%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
畔蛸町		265	1.4%	40	15.1%	149	56.2%	76	28.7%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
千賀町		59	0.3%	0	0.0%	32	54.2%	27	45.8%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
堅子町		46	0.2%	0	0.0%	28	60.9%	18	39.1%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
長岡地区計	1,963	10.1%	198	10.1%	1,093	55.7%	671	34.2%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
鏡浦地区	石鏡町	427	2.2%	21	4.9%	214	50.1%	190	44.5%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	浦村町	843	4.3%	73	8.7%	497	59.0%	273	32.4%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
鏡浦地区計	1,270	6.5%	94	7.4%	711	56.0%	463	36.5%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
離島地区	桃取町	565	2.9%	32	5.7%	258	45.7%	275	48.7%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	答志町	1,410	7.3%	177	12.6%	751	53.3%	482	34.2%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	菅島町	550	2.8%	51	9.3%	293	53.3%	206	37.5%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	神島町	348	1.8%	32	9.2%	149	42.8%	167	48.0%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	坂手町	315	1.6%	1	0.3%	117	37.1%	197	62.5%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
離島地区計	3,188	16.4%	293	9.2%	1,588	49.2%	1,327	41.6%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

1部4

ページ	章	節	項	新	旧	備考
1-19	3	1	1	<p>5 情報通信技術の発達 情報通信技術の発達により、(中略) 想定される。 総務省による平成 30 年度末の国内における携帯電話普及率は、日本の総人口を上回る 139.9% となっている。これら (中略) スマートフォンやタブレット端末の世帯保有率(スマートフォン 79.2%、タブレット端末 40.1%) も大幅に増加している。 (以下略)</p>	<p>5 情報通信技術の発達 情報通信技術の発達により、(中略) 想定される。 総務省による平成 29 年度末の国内における携帯電話普及率は、日本の総人口を上回る 133.8% となっている。これら (中略) スマートフォンやタブレット端末の世帯保有率(スマートフォン 75.1%、タブレット端末 36.4%) も大幅に増加している。 (以下略)</p>	<p>県修正(R4)に整合</p>
1-19 ～ 1-20	3	1	1	<p>6 観光客及び帰宅困難者対策 本市には、例年 400 万人を超える観光客が訪れていたが、新型コロナウイルス感染症による各種制限の影響により 200 万人台まで減少した。ただし、大規模な災害が発生した場合は、多数の犠牲者や帰宅困難者の発生が想定されることには変わらない。 特に津波を伴う地震が発生した場合、(以下略)</p> 	<p>6 観光客及び帰宅困難者対策 本市には、例年 400 万人を超える観光客が訪れ、繁忙期や週末などに大規模な災害が発生すると、多数の犠牲者や帰宅困難者が発生することが想定される。 特に津波を伴う地震が発生した場合、(以下略)</p> 	<p>最新の状況に変更</p>
1-20	3	1	2	<p>2 市域 神島・答志島・菅島・坂手島の4つの有人離島をはじめとする離島部と半島部から構成され、海上交通の手段しかない離島部では全島民の避難について検討しておく必要がある。</p>	<p>2 市域 神島・答志島・菅島・坂手島の4つの有人離島をはじめとする離島部と半島部から構成され、市東端の神島は、三重県最東部に位置しており、離島部では全島民の避難について検討しておく必要がある。</p>	<p>R3 風水害対策編に準じ、表現を変更</p>
			<p>3 地形的特性 渥美半島から答志島の北側を、「中央構造線」が走り、地形や地質はその影響を受けている。そのため地形的には山地が続き、紀伊山地の東端と、神島・答志島などの離島群で構成されている。</p>	<p>3 地形的特性 渥美半島から答志島の北側を、日本を分断すると言われる「中央構造線」が走り、地形や地質はその影響を受けている。そのため地形的には山地が続き、紀伊山地の東端と、神島・答志島などの離島群で構成されている。</p>		

ページ	章	節	項	新	旧	備考
1-21	3	1	2	<p>5 <u>観光と漁業</u> <u>市内には鳥羽水族館やミキモト真珠島をはじめとした観光施設や海女関連の観光交流施設、歴史文化を伝える神社仏閣・名所・旧跡、自然風景を楽しめる展望台等が数多く点在している。また豊かな海に囲まれ、四季折々の海の幸を提供することから、宿泊施設や漁業従事者の数は県内でも上位に位置している。</u></p>	<p>5 <u>観光都市と漁業</u> <u>山地が海岸部まで迫っているため、海岸線は風光明媚なりアス海岸により伊勢志摩国立公園の中の観光都市であるとともに、岬や海底は、良好な岩礁部であるため、古くから豊かな漁場となり、海女漁が今日まで続けられている。また、黒のりなどの養殖業の先進地域として知られている。</u></p>	R3 風水害対策編に準じ、表現を変更
				<p>6 公共交通機関 公共交通機関では、<u>陸上交通として、鉄道が近鉄線・JR線によって大阪、名古屋などの大都市圏や隣接する伊勢市や志摩市と結ばれている。また、海上交通として市営定期船やフェリーによって離島や伊勢湾を隔てた愛知県と結ばれているなど、多様な公共交通手段を有している。交通網では、広域幹線道路である国道42号、国道167号が市域を縦貫し、県道・市道等を含めた道路体系が形成されている。</u> <u>国道167号のバイパスである第二伊勢道路は、伊勢二見鳥羽ラインと接続しており、市民や観光客の利便性の向上に寄与しているほか、災害時の緊急輸送道路として重要な役割を担っている。</u></p>	<p>6 公共交通機関 公共交通機関は、<u>鉄道が近鉄やJR線によって大阪、名古屋などの大都市圏や隣接する伊勢市や志摩市と結ばれている。市内の陸上交通としては、かもめバス（路線バス）が運行されており海上交通では、市営定期船やフェリーによって各離島や伊勢湾を隔てた愛知県と結ばれており、市民や観光客の移動手段として重要な役割を担っている。</u></p>	
1-21 ～ 1-22	3	1	3	<p>2 過去5年間の降水量統計 過去5年間の年間降水量の平均値が約 <u>2,554mm</u> と日本の <u>平均降水量の1,718mm</u> を大きく上回っている。降水量の一年間の変化をみると、<u>11月から2月にかけて比較的少なく、9月に最大値が観測されることが多い。</u></p> 	<p>2 過去5年間の降水量統計 過去5年間の年間降水量の平均値が約 <u>2,470mm</u> と日本の <u>平均的な降水量の1,700～1,800mm</u> を大きく上回っている。降水量の一年間の変化をみると、<u>冬季が比較的少なく、9月に最大値が観測されることが多い。</u></p> 	最新の状況に変更

1部6

ページ	章	節	項	新					旧					備考	
1-23	3	2	1	第1項 東海・東南海・南海地震										一般的な名称に変更 慶長・三河地震及び安政南海地震の項を追加 国崎町集団高台移住について記載	
				名称※	発生年	削除	概況	鳥羽の主な被害	名称	発生年	災害種別(要因)	概況	鳥羽の主な被害		
				明応地震 (明応の地震・津波)	1498年 9/20		(略)	(略)	明応の地震・津波	1498年	地震津波	(略)	(略)		
				天正地震 (天正の地震・津波)	1586年 1/18 2:00頃		(略)	(略)	天正の地震・津波	1586年		(略)	(略)		
				慶長地震★			(略)	(略)	(追加)						
				寛文近江・若狭地震★ (寛文の地震・津波)	1662年 6/16 9:00頃		(略)	(略)	寛文の地震・津波	1662年		(略)	(略)		
				宝永地震 (宝永の地震・津波)	1707年 10/28 14:00頃		(略)	(略)	宝永の地震・津波	1707年		(略)	(略)		
				安政東海地震 (嘉永の地震・津波)	1854年 12/23 9:00頃		(略)	(略)	嘉永の地震・津波 (安政地震)	1854年		(略)	(略)		
				安政南海地震	1854年 12/24 16:30頃		(略)	(略)							
				昭和東南海地震 (東南海の地震・津波)	1944年 12/7(木)13:36		(略)	(略)	東南海の地震・津波	1944年		東南海地震津波	(略)		(略)
				三河地震	1945年 1/13(土) 3:38		・震源地は三河湾M6.8 ・津で震度5(津波は三河湾) ・三河地区死者2,306名 (戦時中で鳥羽での記録なし)		(追加)						
昭和南海地震 (南海道の大地震)	1946年 12/21(土)4:19		(略)		南海道の大地震	1946年	南海道大地震	(略)							
※★：南海トラフ地震以外で市に影響があった、又は近傍で発生した地震															
1-24	3	2	2	第2項 遠地地震等					第2項 遠地地震					最新の状況を追加	
名称	発生年		概況	鳥羽の主な被害	名称	発生年	災害種別(要因)	概況	鳥羽の主な被害						
トンガ噴火に伴う潮位変化	2022年	噴火による気圧波	・1月15日13:10頃トンガ諸島付近で大規模噴火 ・第1波到達時刻 15日21:04押し ・最大波 0.54m(16日01:45) ・水産業被害総額 49,328千円 【被害内訳】 施設被害 34,051千円 養殖いかだ 397台 養殖物被害 15,277千円 被害事業者数 33経営体 浦村町 カキ養殖		(追加)										

第2部 災害予防・減災対策

ページ	章	節	項	新	旧	備考																								
2-2 ～ 2-4	1	1	3	<p>■市が実施する対策 1(1)キ・2(1)カ 市民の避難行動計画作成の推進</p> <p>■町内会・自主防災会等が実施する対策 1(1)カ 市民の避難行動計画作成の推進</p> <p>市民一人ひとりの避難を確実なものとするため、「『<u>My まっぷラン</u>』を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」、デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路の作成が可能となる「<u>My まっぷラン+ (プラス)</u>」に関する情報を提供して、<u>個人の避難計画 (My まっぷラン) 等</u>の作成を推進する。</p>	<p>■市が実施する対策 1(1)キ・2(1)カ 市民の避難行動計画作成の推進</p> <p>■町内会・自主防災会等が実施する対策 1(1)カ 〃</p> <p>市民一人ひとりの避難を確実なものとするため、<u>個人の避難計画 (My まっぷラン)</u> の作成を推進する。</p>	県修正(R3)に整合																								
2-14	1	5	1	<p>第1項 防災・減災重点目標</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>企業・事業所の事業継続計画 (BCP) の作成は、一部を除き進んでいない。</u> ・地域と一体となった防災対策に取り組んでいる事業所は限られている。 </div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【この計画が目指す状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>企業・事業所等の事業継続計画 (BCP) 等の作成</u>と地域が連携した日常的な防災対策の推進により、災害発生時の業務の継続や地域と一体となった防災活動の実施のための備えが整っている。 </div>	<p>第1項 防災・減災重点目標</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【現在の状態】</p> <p><u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域と一体となった防災対策に取り組んでいる事業所は限られている。 </div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【この計画が目指す状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>企業・事業所等</u>と地域が連携した日常的な防災対策の推進により、災害発生時の業務の継続や地域と一体となった防災活動の実施のための備えが整っている。 </div>	県計画に整合(P80)																								
	1	5	2	<p>【公助】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 象</th> <th>対策 (活動) 項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>企業・事業所</td> <td><u>(3) 事業継続計画 (BCP) の作成促進</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>【公助】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 象</th> <th>対策 (活動) 項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業・事業所</td> <td><u>市民</u> 他の企業・事業所</td> <td><u>(3) 事業継続計画 (BCP) の作成</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※第1章 第2節 第4項 用語 (1-6頁) 及び「風水害等対策編」に示す「住民・地域住民」は「市民」と定義し、表記を統一 (本新旧対照表では、変更箇所の一部のみ記載する。)</p>	実施主体	対 象	対策 (活動) 項目	市	企業・事業所	<u>(3) 事業継続計画 (BCP) の作成促進</u>	実施主体	対 象	対策 (活動) 項目	企業・事業所	<u>市民</u> 他の企業・事業所	<u>(3) 事業継続計画 (BCP) の作成</u>	<p>【公助】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 象</th> <th>対策 (活動) 項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>企業・事業所</td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>【公助】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 象</th> <th>対策 (活動) 項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業・事業所</td> <td><u>地域住民</u> 他の企業・事業所</td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 象	対策 (活動) 項目	市	企業・事業所	<u>(追加)</u>	実施主体	対 象	対策 (活動) 項目	企業・事業所	<u>地域住民</u> 他の企業・事業所	<u>(追加)</u>	県計画に整合(P80)
実施主体	対 象	対策 (活動) 項目																												
市	企業・事業所	<u>(3) 事業継続計画 (BCP) の作成促進</u>																												
実施主体	対 象	対策 (活動) 項目																												
企業・事業所	<u>市民</u> 他の企業・事業所	<u>(3) 事業継続計画 (BCP) の作成</u>																												
実施主体	対 象	対策 (活動) 項目																												
市	企業・事業所	<u>(追加)</u>																												
実施主体	対 象	対策 (活動) 項目																												
企業・事業所	<u>地域住民</u> 他の企業・事業所	<u>(追加)</u>																												

2部2

ページ	章	節	項	新	旧	備考
2-14	1	5	3	<p>■市が実施する対策</p> <p>1 企業・事業所を対象とした対策 (総務課、<u>農林水産課</u>、<u>観光商工課</u>)</p> <p><u>(3) 事業継続計画（BCP）等の作成促進</u> <u>各企業・事業所による、BCP等の作成を促進するための情報提供と条件整備の促進</u></p>	<p>■市が実施する対策</p> <p>1 企業・事業所を対象とした対策 (総務課、<u>農水商工課</u>、<u>追加</u>)</p> <p><u>(追加)</u></p>	組織改編 及び 県計画に 整合 (P81~82)
2-15			<p>■企業・事務所が実施する事項</p> <p>1 <u>市民</u>・他の企業・事業所を対象とした対策</p> <p><u>(3) 災害による顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、過去から最新の災害に関する教訓などをふまえ、防災計画を逐次見直すとともに、事業継続計画（BCP）等の作成と点検に努める。</u> <u>特に、海岸や河口に近い津波浸水域等に立地する事業者については、避難対策を含めたBCP等の作成・点検に努める。</u></p>	<p>■企業・事務所が実施する事項</p> <p>1 <u>地域住民</u>・他の企業・事業所を対象とした対策</p> <p><u>(追加)</u></p>		
				<p>【主担当課】</p> <p>・総務課、<u>農林水産課</u>、<u>観光商工課</u></p>	<p>【主担当課】</p> <p>・総務課、<u>農水商工課</u>、<u>観光課</u></p>	組織改編
2-17	1	6	3	<u>(削除)</u>	<p><u>「三重県地域防災計画」において、これまで■県が実施する対策（中略）についても同様の表記に改正した。</u></p>	前回変更の考え方のため削除
2-18	1	7	3	<p>■市が実施する対策</p> <p>1 観光関係団体・観光事業者・公共交通機関・市民を対象とした対策 (<u>観光商工課</u>)</p>	<p>■市が実施する対策</p> <p>1 観光関係団体・観光事業者・公共交通機関・市民を対象とした対策 (<u>観光課</u>)</p>	組織改編
2-19				<p>【主担当課】</p> <p>・<u>観光商工課</u></p>	<p>【主担当課】</p> <p>・<u>観光課</u></p>	
2-20	1	8	3	<p>■市が実施する対策</p> <p>1 漁業関係団体・市民を対象とした対策 (<u>農林水産課</u>)</p>	<p>■市が実施する対策</p> <p>1 漁業関係団体・市民を対象とした対策 (<u>農水商工課</u>)</p>	
2-21				<p>【主担当課】</p> <p>・<u>農林水産課</u></p>	<p>【主担当課】</p> <p>・<u>農水商工課</u></p>	

2部3

ページ	章	節	項	新	旧	備考																								
2-22 ～ 2-23	2	1	2	<p>【公助】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 象</th> <th>対策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>地域・<u>市民</u>等 及び関係団体</td> <td>(10) <u>避難所外避難者対策</u> (11) <u>感染症対策</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>【共助】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 象</th> <th>対策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災組織</td> <td>地域・市民</td> <td>(2) <u>「Myまっぷラン+」の策 定推進</u></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 象	対策（活動）項目	市	地域・ <u>市民</u> 等 及び関係団体	(10) <u>避難所外避難者対策</u> (11) <u>感染症対策</u>	実施主体	対 象	対策（活動）項目	自主防災組織	地域・市民	(2) <u>「Myまっぷラン+」の策 定推進</u>	<p>【公助】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 象</th> <th>対策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>地域・<u>住民</u>等 及び関係団体</td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>【共助】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 象</th> <th>対策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災組織</td> <td>地域・市民</td> <td>(2) <u>津波避難計画(Myまっぷラ ン)の策定</u></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 象	対策（活動）項目	市	地域・ <u>住民</u> 等 及び関係団体	<u>(追加)</u>	実施主体	対 象	対策（活動）項目	自主防災組織	地域・市民	(2) <u>津波避難計画(Myまっぷラ ン)の策定</u>	防災基本計 画見直し (R2.5)を 反映
実施主体	対 象	対策（活動）項目																												
市	地域・ <u>市民</u> 等 及び関係団体	(10) <u>避難所外避難者対策</u> (11) <u>感染症対策</u>																												
実施主体	対 象	対策（活動）項目																												
自主防災組織	地域・市民	(2) <u>「Myまっぷラン+」の策 定推進</u>																												
実施主体	対 象	対策（活動）項目																												
市	地域・ <u>住民</u> 等 及び関係団体	<u>(追加)</u>																												
実施主体	対 象	対策（活動）項目																												
自主防災組織	地域・市民	(2) <u>津波避難計画(Myまっぷラ ン)の策定</u>																												
2-23 2-24 2-25	2	1	3	<p>■市が実施する対策</p> <p>1 地域・市民等及び関係団体を対象とした対策</p> <p>(1) 避難等知識の啓発・普及（総務課、<u>農林水産</u>課、定期船課）</p> <p>(3) 避難場所、避難路の周知（総務課、<u>観光商工</u>課）</p> <p>■市が実施する対策</p> <p>1 (5) 避難指示等の判断基準及び伝達体制の整備（総務・消防）</p> <p>ア 避難指示</p> <p>(ア) <u>大津波警報・津波警報及び津波注意報が発表されたとき。</u></p> <p>(イ) <u>異常な水位の変化などを覚知した等により、市長が避難を要 すると判断したとき。</u></p> <p>イ 避難指示等の伝達体制の整備</p> <p>緊急を要するため、防災行政無線、とばメール、緊急速報メ ール、サイレン、消防無線、船舶無線、広報車等周知の手段・ 方法について整備する。</p> <p>(6) 避難誘導対策（総務課、<u>農林水産</u>課、<u>観光商工</u>課、定期船課、 健康福祉課、教育委員会事務局、消防本部）</p>	<p>■市が実施する対策</p> <p>1 地域・市民等及び関係団体を対象とした対策</p> <p>(1) 避難等知識の啓発・普及（総務課、<u>農水商工</u>課、定期船課）</p> <p>(3) 避難場所、避難路の周知（総務課、<u>観光</u>課）</p> <p>■市が実施する対策</p> <p>1 (5) 避難指示等の判断基準及び伝達体制の整備（総務・消防）</p> <p>ア 避難指示</p> <p>(ア) <u>大津波警報及び津波警報が発表されたとき。</u></p> <p>(イ) <u>著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められたとき。</u></p> <p>(ウ) <u>避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められ たとき。</u></p> <p>イ 避難勧告</p> <p>(ア) <u>津波注意報が発表されたとき。</u></p> <p>(イ) <u>異常な水位の変化などを覚知したとき。</u></p> <p>ウ 避難指示等の伝達体制の整備</p> <p>緊急を要するため、防災行政無線、とばメール、緊急速報メ ール、サイレン、消防無線、船舶無線、広報車等周知の手段・ 方法について整備する。</p> <p>(6) 避難誘導対策（総務課、<u>農水商工</u>課、<u>観光</u>課、定期船課、 健康福祉課、教育委員会事務局、消防本部）</p>	組織改編																								
2-26	2	1	3	1 (10)へ移動	1 (7)ウ 避難所外避難者への対応	「避難情報 に関するガ イドライン (R3.5)」に 整合																								
						組織改編																								
						県修正に整 合																								


2部4

ページ	章	節	項	新	旧	備考
2-26	2	1	3	<p>1 (8)ア 避難行動要支援者・要配慮者対策</p> <p>市は、(中略)「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切にできるよう、<u>避難支援等に携わる関係者と連携して</u>個別避難計画の作成を推進する。</p> <p>特に、津波被害が想定される保育所、病院 (以下略)</p>	<p>1 (8)ア 避難行動要支援者・要配慮者対策</p> <p>市は、(中略)「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切にできるよう、<u>平常時と災害発生時のそれぞれにおいて避難支援者に情報提供を行うなどの活用を図るとともに、</u>個別避難支援計画の作成を推進する。</p> <p>特に、津波被害が想定される保育所、病院 (以下略)</p>	個人情報の取扱いの項を削除
2-26 ～ 2-27				<p>1 (8)イ(7)</p> <p>避難行動要支援者は、(中略) 具体的には表内の範囲による。</p> <p>・警報や<u>避難指示等</u>の災害関連の情報取得能力 (以下略)</p>	<p>1 (8)イ(7) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲</p> <p>避難行動要支援者は、(中略) 具体的には表内の範囲による。</p> <p>・警報や<u>避難勧告・指示等</u>の災害関連の情報取得能力 (以下略)</p>	「避難情報に関するガイドライン(R3.5)」に整合
2-27				<p>1 (10) <u>避難所外避難者への対応</u></p> <p><u>「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を用いた避難所外避難者対策を促進し、車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない避難者が発生することを予期して、各避難所運営委員が予想される町内会・自主防災組織等は、事前に駐車場所・支援要領等について検討する。</u></p> <p><u>また、避難所外避難者は、自ら最寄りの避難所に向き、情報を入手し、物資を受け取ることを基本とする。</u></p>	<p>1 (7)ウから移動</p>	県修正に整合
				<p>(11) <u>感染症対策</u></p> <p><u>「避難所担当職員・施設管理者のための新型コロナウイルス感染症予防対策マニュアル(鳥羽市)」に沿った、地域の実情に応じた避難所運営対策等を講じるよう努めるものとし、必要な資機材の備蓄等を行う。また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難所として活用することを検討する。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>	防災基本計画見直し(R2.5)を反映
2-28				<p>2 観光関係団体、観光事業者、公共交通機関を対象とした対策 (観光商工課)</p> <p>■自主防災組織や関係施設等が実施する対策 <自主防災組織が実施する対策> 1 市民を対象とした対策 (2) <u>「My まっぷラン+ (プラス)」の策定推進</u> 自主防災組織等は、避難場所及び使用避難経路の確認、避難方法・要領等の津波避難計画を「My まっぷラン+」を活用して策定するように留意する。</p>	<p>2 観光関係団体、観光事業者、公共交通機関を対象とした対策 (観光課)</p> <p>■自主防災組織や関係施設等が実施する対策 <自主防災組織が実施する対策> 1 <u>地域・住民</u>を対象とした対策 (2) <u>津波避難計画(My まっぷラン)の策定</u> 自主防災組織等は、避難場所及び使用避難経路の確認、避難方法・要領等の津波避難計画を策定する。</p>	組織改編 My まっぷラン+を追加

2部5

ページ	章	節	項	新	旧	備考
2-29	2	1	3	<p>■市民が実施する対策</p> <p>2 避難場所、避難所や避難方法の確認など個人の津波避難計画の策定 市民は、<u>三重県の「My まっぷラン」や「My まっぷラン+」等の制度を活用</u>して個人の避難計画を作成し、避難場所、避難路及び避難路上の危険箇所等を確認する。</p>	<p>■市民が実施する対策</p> <p>2 避難場所、避難所や避難方法の確認など個人の津波避難計画の策定 市民は、<u>三重県の「My まっぷラン」制度等を活用</u>して個人の避難計画を作成し、避難場所、避難路及び避難路上の危険箇所等を確認する。</p>	My まっぷラン+を追加
				<p>【主担当課】 ・総務課、税務課、環境課、<u>農林水産課</u>、<u>観光商工課</u>、(以下略)</p>	<p>【主担当課】 ・総務課、税務課、環境課、<u>農水商工課</u>、<u>観光課</u>、(以下略)</p>	組織改編
2-31	3	1	3	<p>3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（建設課） 県が（中略）判定士を確保する。 また、迅速な判定活動実施のために、常に<u>判定コーディネーター及び判定調整員として</u>従事できる職員を確保するよう努める。</p>	<p>3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（建設課） 県が（中略）判定士を確保する。 また、迅速な判定活動実施のために、常に<u>判定コーディネーターとして</u>従事できる職員を確保するよう努める。</p>	正式名称で記載（R3 県意見）
2-32	3	2	3	<p>■市が実施する対策</p> <p>1 (3) 漁港の防災・減災対策（<u>農林水産課</u>）</p>	<p>■市が実施する対策</p> <p>1 (3) 漁港の防災・減災対策（<u>農水商工課</u>）</p>	組織改編
				<p>【主担当課】 ・建設課、<u>農林水産課</u></p>	<p>【主担当課】 ・建設課、<u>農水商工課</u></p>	
2-35	3	4	3	<p>■市が実施する対策</p> <p>1 市民・町内会等を対象とした対策 (総務課、建設課、<u>農林水産課</u>)</p> <p>(2) 土砂災害対策 警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について明確に定める。 ア 避難所の設置 イ <u>避難指示等</u>の発令時期決定方法 ウ 気象情報及び異常現象並びに<u>避難指示等</u>の連絡方法 エ 避難所の位置及び<u>避難指示等</u>の住民への周知 オ 土砂災害危険箇所等の把握 (以下略)</p>	<p>■市が実施する対策</p> <p>1 市民・町内会等を対象とした対策 (総務課、建設課、<u>農水商工課</u>)</p> <p>(2) 土砂災害対策 警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について明確に定める。 ア 避難所の設置 イ <u>避難勧告及び避難指示（緊急）等</u>の発令時期決定方法 ウ 気象情報及び異常現象並びに<u>避難勧告等</u>の連絡方法 エ 避難所の位置及び<u>避難勧告等</u>の住民への周知 オ 土砂災害危険箇所等の把握 (以下略)</p>	「避難情報に関するガイドライン（R3.5）」に整合
				<p>【主担当課】 ・総務課、建設課、<u>農林水産課</u></p>	<p>【主担当課】 ・総務課、建設課、<u>農水商工課</u></p>	組織改編
2-36				<p>【主担当課】 ・総務課、建設課、<u>農林水産課</u></p>	<p>【主担当課】 ・総務課、建設課、<u>農水商工課</u></p>	組織改編

ページ	章	節	項	新	旧	備考																																																
2-41	4	1	3	<p>1(3)ア(ア) a 緊急輸送道路の指定方針</p> <p>大規模地震等(中略)具体的には、「三重県<u>緊急輸送ネットワーク計画</u>」に定められた(中略)観点や、「鳥羽市<u>地域防災計画</u>」の内容を勘案して、必要に応じて随時見直す。</p> <p>b 第1次緊急輸送道路</p> <p><u>県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>路線番号</th> <th>路線名</th> <th>区間(起点～終点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車専用道路</td> <td>167</td> <td>第二伊勢道路</td> <td>鳥羽南・白木IC～松下JCT</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>167</td> <td>一般国道167号</td> <td>鳥羽市白木町～鳥羽南・白木IC</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第1次緊急輸送道路の指定要件</p> <p>①広域的な交通を分担することのできる高規格幹線道路</p> <p>②広域幹線道路である一般国道(指定区間)</p> <p>③防災拠点のうち県本庁舎、県総合庁舎、地方中心都市庁舎、国際拠点港湾管理庁舎、国際拠点港湾及び自衛隊駐屯地に接続する道路</p> <p>④第1次緊急輸送道路ネットワークを形成するため上記①②③を連絡、補完する道路</p> <p>なお①②のうち緊急輸送道路としてネットワーク化していない部分は除く</p> <p>c 第2次緊急輸送道路</p> <p><u>第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点等)を連絡する道路</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>路線番号</th> <th>路線名</th> <th>区間(起点～終点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>42</td> <td>一般国道42号</td> <td>鳥羽市鳥羽～伊勢市二見町</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>167</td> <td>一般国道167号</td> <td>鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>167</td> <td>一般国道167号</td> <td>鳥羽市白木町～鳥羽市松尾町</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>750</td> <td>阿児磯部鳥羽線</td> <td>鳥羽市安楽島町～鳥羽市鳥羽</td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td>二</td> <td>棧橋線</td> <td>鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽</td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td>—</td> <td>岩崎樋ノ山線</td> <td>鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽</td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td>—</td> <td>学校前線</td> <td>鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽</td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td>二</td> <td>東中学校線</td> <td>鳥羽市安楽島町～鳥羽市安楽島町</td> </tr> </tbody> </table>	種別	路線番号	路線名	区間(起点～終点)	自動車専用道路	167	第二伊勢道路	鳥羽南・白木IC～松下JCT	一般国道	167	一般国道167号	鳥羽市白木町～鳥羽南・白木IC	種別	路線番号	路線名	区間(起点～終点)	一般国道	42	一般国道42号	鳥羽市鳥羽～伊勢市二見町	一般国道	167	一般国道167号	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽	一般国道	167	一般国道167号	鳥羽市白木町～鳥羽市松尾町	一般県道	750	阿児磯部鳥羽線	鳥羽市安楽島町～鳥羽市鳥羽	市道	二	棧橋線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽	市道	—	岩崎樋ノ山線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽	市道	—	学校前線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽	市道	二	東中学校線	鳥羽市安楽島町～鳥羽市安楽島町	<p>1(3)ア(ア) a 緊急輸送道路の指定方針</p> <p>大規模地震等(中略)具体的には、「三重県<u>地域防災計画</u>」に定められた(中略)観点や、「鳥羽市<u>防災計画</u>」の内容を勘案して、必要に応じて随時見直す。</p> <p>(以下略)</p>	最新の状況を記載(R3県意見)
種別	路線番号	路線名	区間(起点～終点)																																																			
自動車専用道路	167	第二伊勢道路	鳥羽南・白木IC～松下JCT																																																			
一般国道	167	一般国道167号	鳥羽市白木町～鳥羽南・白木IC																																																			
種別	路線番号	路線名	区間(起点～終点)																																																			
一般国道	42	一般国道42号	鳥羽市鳥羽～伊勢市二見町																																																			
一般国道	167	一般国道167号	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽																																																			
一般国道	167	一般国道167号	鳥羽市白木町～鳥羽市松尾町																																																			
一般県道	750	阿児磯部鳥羽線	鳥羽市安楽島町～鳥羽市鳥羽																																																			
市道	二	棧橋線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽																																																			
市道	—	岩崎樋ノ山線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽																																																			
市道	—	学校前線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽																																																			
市道	二	東中学校線	鳥羽市安楽島町～鳥羽市安楽島町																																																			
	4	1	3	<p>※第2次緊急輸送道路の指定条件</p> <p><u>第1次緊急輸送道路と防災拠点である市区町村庁舎・市町分庁舎、道路管理庁舎、重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等、海上保安庁庁舎、警察庁舎、消防本部庁舎、広域防災拠点及びヘリポート、災害医療拠点とを連絡する道路</u></p>		最新の状況を記載(R3県意見)																																																

ページ	章	節	項	新	旧	備考																												
2-42	4	1	3	<p>d 第3次緊急輸送道路</p> <p><u>その他の道路</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>路線番号</th> <th>路線名</th> <th>区間（起点～終点）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>167</td> <td>一般国道167号</td> <td><u>鳥羽市鳥羽～鳥羽市松尾町</u></td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>128</td> <td>鳥羽阿児線</td> <td><u>志摩市阿児町鶴方～鳥羽市浦村町</u></td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>750</td> <td>阿児磯部鳥羽線</td> <td><u>鳥羽市浦村町～鳥羽市安楽島町</u></td> </tr> <tr> <td><u>その他の市道</u></td> <td><u>—</u></td> <td><u>臥戸線</u></td> <td><u>鳥羽市松尾町～鳥羽市松尾町</u></td> </tr> <tr> <td><u>その他の市道</u></td> <td><u>—</u></td> <td><u>岩ノ谷線</u></td> <td><u>鳥羽市松尾町～鳥羽市松尾町</u></td> </tr> <tr> <td><u>その他の市道</u></td> <td><u>—</u></td> <td><u>畑田口線</u></td> <td><u>鳥羽市松尾町～鳥羽市松尾町</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	路線番号	路線名	区間（起点～終点）	一般国道	167	一般国道167号	<u>鳥羽市鳥羽～鳥羽市松尾町</u>	一般県道	128	鳥羽阿児線	<u>志摩市阿児町鶴方～鳥羽市浦村町</u>	一般県道	750	阿児磯部鳥羽線	<u>鳥羽市浦村町～鳥羽市安楽島町</u>	<u>その他の市道</u>	<u>—</u>	<u>臥戸線</u>	<u>鳥羽市松尾町～鳥羽市松尾町</u>	<u>その他の市道</u>	<u>—</u>	<u>岩ノ谷線</u>	<u>鳥羽市松尾町～鳥羽市松尾町</u>	<u>その他の市道</u>	<u>—</u>	<u>畑田口線</u>	<u>鳥羽市松尾町～鳥羽市松尾町</u>		最新の状況を記載（R3県意見）
種別	路線番号	路線名	区間（起点～終点）																															
一般国道	167	一般国道167号	<u>鳥羽市鳥羽～鳥羽市松尾町</u>																															
一般県道	128	鳥羽阿児線	<u>志摩市阿児町鶴方～鳥羽市浦村町</u>																															
一般県道	750	阿児磯部鳥羽線	<u>鳥羽市浦村町～鳥羽市安楽島町</u>																															
<u>その他の市道</u>	<u>—</u>	<u>臥戸線</u>	<u>鳥羽市松尾町～鳥羽市松尾町</u>																															
<u>その他の市道</u>	<u>—</u>	<u>岩ノ谷線</u>	<u>鳥羽市松尾町～鳥羽市松尾町</u>																															
<u>その他の市道</u>	<u>—</u>	<u>畑田口線</u>	<u>鳥羽市松尾町～鳥羽市松尾町</u>																															
4	1	3	<p>※第3次緊急輸送道路の指定条件</p> <p>①第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路</p> <p>②第1次緊急輸送道路または第2次緊急輸送道路と防災拠点であるJR貨物駅・特急停車駅（市内該当駅なし）、近鉄特急停車駅（鳥羽駅）及び南海トラフ地震の活動・物資搬送拠点（松尾工業団地・スギハラプロテック等）を連絡する道路</p> <p>【図 三重県緊急ネットワーク図（志摩管内）R4.2改訂版】</p> 																															
2-43	4	1	3	1(4) 海上輸送対策（定期船課、 <u>農林水産課</u> ）	1(4) 海上輸送対策（定期船課、 <u>農水商工課</u> ）	組織改編																												

ページ	章	節	項	新	旧	備考																																										
2-44	4	1	3	<p>■輸送等を担う防災関係機関等が実施する対策</p> <p>1 市の緊急輸送機能確保への協力</p> <p>(1) 鳥羽市から直接要請を行う機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>区分</th> <th>能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>上野マリタイム</u> <u>・ジャパン株式会社</u></td> <td>海</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>静岡県袋井市</u></td> <td>陸</td> <td><u>物資の運搬等</u></td> </tr> <tr> <td>国際特別都市建設連盟 (県外 9市町)</td> <td>陸</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>三重県トラック協会</u> <u>南勢支部</u></td> <td>陸</td> <td><u>物資の運搬等</u></td> </tr> <tr> <td><u>佐川急便株式会社</u> <u>中京支店</u></td> <td>陸</td> <td><u>物資の運搬等</u></td> </tr> <tr> <td><u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>三重主管支店</u></td> <td>陸</td> <td><u>物資の運搬等</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 三重県を通じて要請を行う機関 (表略)</p>	機関名	区分	能力	<u>上野マリタイム</u> <u>・ジャパン株式会社</u>	海	(略)	<u>静岡県袋井市</u>	陸	<u>物資の運搬等</u>	国際特別都市建設連盟 (県外 9市町)	陸	(略)	<u>三重県トラック協会</u> <u>南勢支部</u>	陸	<u>物資の運搬等</u>	<u>佐川急便株式会社</u> <u>中京支店</u>	陸	<u>物資の運搬等</u>	<u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>三重主管支店</u>	陸	<u>物資の運搬等</u>	<p>■輸送等を担う防災関係機関等が実施する対策</p> <p>1 市の緊急輸送機能確保への協力</p> <p>(1) 三重県を通じて要請を行う機関 (表略)</p> <p>(2) 鳥羽市から直接要請を行う機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>区分</th> <th>能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>伊勢湾防災株式会社</u></td> <td>海</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国際特別都市建設連盟 (県外 11市町)</td> <td>陸</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	区分	能力	<u>伊勢湾防災株式会社</u>	海	(略)	(追加)			国際特別都市建設連盟 (県外 11市町)	陸	(略)	(追加)			(追加)			(追加)			最新の状況 に変更
機関名	区分	能力																																														
<u>上野マリタイム</u> <u>・ジャパン株式会社</u>	海	(略)																																														
<u>静岡県袋井市</u>	陸	<u>物資の運搬等</u>																																														
国際特別都市建設連盟 (県外 9市町)	陸	(略)																																														
<u>三重県トラック協会</u> <u>南勢支部</u>	陸	<u>物資の運搬等</u>																																														
<u>佐川急便株式会社</u> <u>中京支店</u>	陸	<u>物資の運搬等</u>																																														
<u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>三重主管支店</u>	陸	<u>物資の運搬等</u>																																														
機関名	区分	能力																																														
<u>伊勢湾防災株式会社</u>	海	(略)																																														
(追加)																																																
国際特別都市建設連盟 (県外 11市町)	陸	(略)																																														
(追加)																																																
(追加)																																																
(追加)																																																
2-45				<p>【<u>主担当課</u>】</p> <p>・市民課、定期船課、消防本部、総務課、建設課、<u>農林水産課</u></p>	<p>【<u>主担当課</u>】</p> <p>・市民課、定期船課、消防本部、総務課、建設課、<u>農水商工課</u></p>	組織改編																																										
2-47	5	1	1	<p>第1項 防災・減災重点目標</p> <p>【<u>現在の状態</u>】</p> <p>・地震の規模や発生の時間帯によっては、必要数の職員が確保できずに市災対本部の立ち上げが遅れる可能性がある。 また、南海トラフ地震発生時の<u>公的施設等の一部</u>で使用目的が定められておらず、発災時の混乱が予測される。</p> <p>↓</p> <p>【<u>この計画が目指す状態</u>】</p> <p>・どの時間帯に地震が発生しても、必要最小限の職員で市災対本部を速やかに立ち上げられるよう訓練されている。 また、発災時の公的施設等の用途が明確に定められており、<u>各部も業務継続計画（BCP）に基づき</u>、的確に災害対応にあたることのできる体制が整っている。</p>	<p>第1項 防災・減災重点目標</p> <p>【<u>現在の状態</u>】</p> <p>・地震の規模や発生の時間帯によっては、必要数の職員が確保できずに市災対本部の立ち上げが遅れる可能性がある。 また、南海トラフ地震発生時の<u>公的施設等</u>の使用目的が定められておらず、発災時の混乱が予測される。</p> <p>↓</p> <p>【<u>この計画が目指す状態</u>】</p> <p>・どの時間帯に地震が発生しても、必要最小限の職員で市災対本部を速やかに立ち上げられるよう訓練されている。 また、発災時の公的施設等の用途が明確に定められており、<u>各部が</u>的確に災害対応にあたることのできる体制が整っている。</p>	業務継続計画（BCP） 策定による 関連項目の 追加																																										

2部9

ページ	章	節	項	新	旧	備考												
2-47	5	1	2	<p>【公助】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 象</th> <th>対 策 (活動) 項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td></td> <td><u>(4) 業務継続計画 (BCP) の徹底</u></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 象	対 策 (活動) 項目	市		<u>(4) 業務継続計画 (BCP) の徹底</u>	<p>【公助】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 象</th> <th>対 策 (活動) 項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 象	対 策 (活動) 項目	市		<u>(追加)</u>	BCP関連 項目の追加
実施主体	対 象	対 策 (活動) 項目																
市		<u>(4) 業務継続計画 (BCP) の徹底</u>																
実施主体	対 象	対 策 (活動) 項目																
市		<u>(追加)</u>																
2-48	5	1	3	<p>■市が実施する対策</p> <p>1 市災対本部を対象とした対策 (総務課)</p> <p><u>(4) 業務継続計画 (BCP) の徹底</u></p> <p><u>「鳥羽市業務継続計画」に基づき、発災後、直ちに優先すべき通常業務を継続しつつ災害対応に従事できるよう、随時見直すとともに職員への普及教育を図る。</u></p>	<p>■市が実施する対策</p> <p>1 市災対本部を対象とした対策 (総務課)</p> <p><u>(追加)</u></p>													
2-51	5	2	3	<p>■市が実施する対策</p> <p>1 市を対象とした対策</p> <p>(1) 情報収集体制の整備・充実</p> <p>オ 鳥羽市防災情報集約システムの活用</p> <p>鳥羽市防災情報集約システムを通じて送信される情報の収集体制を整備する。</p>	<p>■市が実施する対策</p> <p>1 市を対象とした対策</p> <p>(1) 情報収集体制の整備・充実</p> <p>オ 鳥羽市防災情報等相互通報システムの活用</p> <p>鳥羽市防災情報等相互通報システムを通じて送信される情報の収集体制を整備する。</p>	最新の状況 に変更												
				5	2		3	<p>(2) 情報伝達体制の整備・充実</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(2) 情報伝達体制の整備・充実</p> <p>ウ 鳥羽市防災情報等相互通報システムの活用</p> <p><u>市民が迅速かつ (以下略)</u></p>	上記(1)と 重複標記の ため								
2-53	5	3	3	<p>■市が実施する対策</p> <p>1 災害時医療・救護関係機関を対象とした対策 (健康福祉課)</p> <p>災害による重篤患者の発生及び浸水等による医療機能の低下に備えて、あらかじめ志摩医師会及び鳥羽志摩歯科医師会の協力のもと、救急医療体制の確立に努める。</p>	<p>■市が実施する対策</p> <p>1 災害時医療・救護関係機関を対象とした対策 (健康福祉課)</p> <p>災害による重篤患者の発生及び浸水等による医療機能の低下に備えて、あらかじめ志摩医師会の協力のもと、救急医療体制の確立に努める。</p>	鳥羽志摩歯 科医師会の 追加												
				5	3		3	<p>(1) 医療体制の整備</p> <p>イ 自主救護体制の確立</p> <p>救護所の設置、医療救護班の編成、出動について志摩医師会及び鳥羽志摩歯科医師会等と協議して災害時医療救護活動計画を定める。また、市民自らも自発的に救急活動を行う体制づくりを推進する。</p>	<p>(1) 医療体制の整備</p> <p>イ 自主救護体制の確立</p> <p>救護所の設置、医療救護班の編成、出動について志摩医師会等と協議して災害時医療救護活動計画を定める。また、住民自らも自発的に救急活動を行う体制づくりを推進する。</p>									
2-54	5	3	3	<p>ウ 医療救護班の編成</p> <p>医療救護班の編成について、市は、志摩医師会及び鳥羽志摩歯科医師会と連携し体制整備を図るものとする。</p>	<p>ウ 医療救護班の編成</p> <p>医療救護班の編成について、市は、志摩医師会と連携し体制整備を図るものとする。</p>													

ページ	章	節	項	新	旧	備考							
2-58	5	5	1	<p>第1項 防災・減災重点目標</p> <p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>鳥羽市災害時受援計画</u>」の策定に続いて、市物資拠点の運営から輸送支援に関する協定を複数の企業と締結後に実動訓練を実施する等、非常時の物流機能を強化した。 	<p>第1項 防災・減災重点目標</p> <p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員・支援物資・ボランティア等の受入に関する市災害時受援計画を令和2年度末に策定予定 ・支援物資受け入れについて部外機関と協定締結も視野に調整中 	災害時受援計画策定による関連項目の追加							
				<p>【この計画が目指す状態】</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>鳥羽市災害時受援計画</u>」に基づき、発災時に各部と協定締結企業等と円滑に業務を実施できるよう、継続的に訓練し連携を強化している。 	<p>【この計画が目指す状態】</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市災害時受援計画の策定を完了し、災害時において円滑に各種支援を受け入れる体制が完了している。 								
				<p>【公助】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対象</th> <th>対策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(1) 市町間の受援・応援にかかる計画及び</td> <td>体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体		対象	対策（活動）項目	市	(1) 市町間の受援・応援にかかる計画及び	体制の整備	<p>【公助】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対象</th> <th>対策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(1) 市町間の受援・応援にかかる計画の</td> <td>策定及び体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体
実施主体	対象	対策（活動）項目											
市	(1) 市町間の受援・応援にかかる計画及び	体制の整備											
実施主体	対象	対策（活動）項目											
市	(1) 市町間の受援・応援にかかる計画の	策定及び体制の整備											
5	5	3	<p>■市が実施する対策</p> <p>1(1) 市町間の受援・応援にかかる計画及び体制の整備</p> <p>「<u>鳥羽市災害時受援計画</u>」に基づき、必要な物資とその拠点運営、技術職員等の受け入れに関する体制を整備する。</p> <p>応援する場合は、被災市町に必要な物資、資器材の輸送、人員の派遣計画等について県から要請を受け、総務部が関係部と調整のうえ本部長に報告し、実施する。(推進計画)</p>	<p>■市が実施する対策</p> <p>1(1) 市町間の受援・応援にかかる計画の策定及び体制の整備</p> <p>「<u>三重県市町災害時応援協定</u>」「<u>災害時相互応援協定</u>」等の応援をスムーズに受け入れるため、必要な物資とその拠点、技術職員の受け入れ等について、「<u>三重県市町受援計画策定手引書（平成31年3月）</u>」を参考に、市受援計画を令和2年度に策定するとともに、体制を整備する。</p> <p>応援する場合は、被災市町に必要な物資、資器材の輸送、人員の派遣計画等について県から要請を受け、総務部が関係部と調整のうえ本部長に報告し、実施する。(推進計画)</p>									
2-59	5	6	1	<p>第1項 防災・減災重点目標</p> <p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な大規模災害時を想定した物資の備蓄は継続して調達中で、個人備蓄の意識についても十分とは言えない。 ・物資の調達・受入れについては、<u>受援計画に基づき実施予定</u> 	<p>第1項 防災・減災重点目標</p> <p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な大規模災害時を想定した物資の備蓄は継続して調達中で、個人備蓄の意識についても十分とは言えない。 ・物資の調達・受入れについては、<u>策定中の受援計画において整備する予定。</u> 								
				<p>【この計画が目指す状態】</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害に備えた物資の備蓄は完了し、各家庭における個人備蓄も整っている。 ・物資の調達・受入・供給にかかる受援計画と各種協定に基づき関係機関との事前調整が整い体制が完了している。 	<p>【この計画が目指す状態】</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害に備えた物資の備蓄は完了し、各家庭における個人備蓄も整っている。 ・物資の調達・受入・供給にかかる受援計画の策定と関係機関との事前調整が整い体制が完了している。 								

ページ	章	節	項	新	旧	備考																																														
2-71	6	1	1	<p>3 南海トラフ巨大地震の情報について</p> <p><u>(1) 南海トラフ地震関係の情報と発表条件</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>情報発表条件</th> <th>発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">南海トラフ地震臨時情報</td> <td>調査中</td> <td>・南海トラフ沿いでM6.8以上の地震が発生した場合や、異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合</td> <td>気象庁</td> </tr> <tr> <td>巨大地震警戒</td> <td>・想定震源域内のプレート境界(※2-70頁参照)において、M8.0以上の地震【半割れ】が発生したと評価した場合</td> <td rowspan="2">内閣府</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震関連解説情報 (定期的に発表される情報)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	情報名	情報発表条件	発表	南海トラフ地震臨時情報	調査中	・南海トラフ沿いでM6.8以上の地震が発生した場合や、異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合	気象庁	巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界(※2-70頁参照)において、M8.0以上の地震【半割れ】が発生したと評価した場合	内閣府	南海トラフ地震関連解説情報 (定期的に発表される情報)	(略)		<p>3 南海トラフ巨大地震の情報について</p> <p><u>(追加)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>情報発表条件</th> <th>発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">南海トラフ地震臨時情報</td> <td>調査中</td> <td>・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合</td> <td>気象庁</td> </tr> <tr> <td>巨大地震警戒</td> <td>・想定震源域内のプレート境界(※)において、<u>マグニチュード(以下Mと記載)8.0以上の地震【半割れ】</u>が発生したと評価した場合</td> <td rowspan="2">内閣府</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震関連解説情報 (追加)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	情報名	情報発表条件	発表	南海トラフ地震臨時情報	調査中	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合	気象庁	巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界(※)において、 <u>マグニチュード(以下Mと記載)8.0以上の地震【半割れ】</u> が発生したと評価した場合	内閣府	南海トラフ地震関連解説情報 (追加)	(略)		<p>「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」の一部改訂(R3.5)</p>																				
情報名	情報発表条件	発表																																																		
南海トラフ地震臨時情報	調査中	・南海トラフ沿いでM6.8以上の地震が発生した場合や、異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合	気象庁																																																	
	巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界(※2-70頁参照)において、M8.0以上の地震【半割れ】が発生したと評価した場合	内閣府																																																	
南海トラフ地震関連解説情報 (定期的に発表される情報)	(略)																																																			
情報名	情報発表条件	発表																																																		
南海トラフ地震臨時情報	調査中	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合	気象庁																																																	
	巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界(※)において、 <u>マグニチュード(以下Mと記載)8.0以上の地震【半割れ】</u> が発生したと評価した場合	内閣府																																																	
南海トラフ地震関連解説情報 (追加)	(略)																																																			
6	2	1	<p><u>(2) 南海トラフ地震臨時情報の発表と防災対応の流れ(鳥羽市の場合)</u></p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報の発表と防災対応の流れ(鳥羽市の場合)</p> <p>南海トラフ地震臨時情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>(巨大地震警戒)</th> <th>(巨大地震注意)</th> <th>(調査終了)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>判断の条件</td> <td>M8以上の地震</td> <td>M7以上の地震 ゆっくりすべり</td> <td>いずれの条件も満たさないもの</td> </tr> <tr> <td>1週間</td> <td>巨大地震警戒対応</td> <td rowspan="2">巨大地震注意対応</td> <td>地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</td> </tr> <tr> <td>2週間</td> <td>巨大地震注意対応</td> <td></td> </tr> <tr> <td>次の地震まで</td> <td colspan="3">地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対応の具体的な要領は、第2節(2-73～76頁)の■市民が実施する対応についてを参照</p>	区分	(巨大地震警戒)	(巨大地震注意)	(調査終了)	判断の条件	M8以上の地震	M7以上の地震 ゆっくりすべり	いずれの条件も満たさないもの	1週間	巨大地震警戒対応	巨大地震注意対応	地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	2週間	巨大地震注意対応		次の地震まで	地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。			<p>南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ</p> <p>防災対応の流れ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>プレート境界のM8以上の地震</th> <th>M7以上の地震</th> <th>ゆっくりすべり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生直後(最期)</td> <td>巨大地震警戒対応</td> <td>巨大地震注意対応</td> <td>巨大地震注意対応</td> </tr> <tr> <td>2時間程度</td> <td>巨大地震警戒対応</td> <td>巨大地震注意対応</td> <td>巨大地震注意対応</td> </tr> <tr> <td>1週間</td> <td>巨大地震警戒対応</td> <td>巨大地震注意対応</td> <td>巨大地震注意対応</td> </tr> <tr> <td>2週間</td> <td>巨大地震警戒対応</td> <td>巨大地震注意対応</td> <td>巨大地震注意対応</td> </tr> <tr> <td>すべてが収まったと評価されるまで</td> <td>巨大地震警戒対応</td> <td>巨大地震注意対応</td> <td>巨大地震注意対応</td> </tr> <tr> <td>巨大地震発生まで</td> <td>巨大地震警戒対応</td> <td>巨大地震注意対応</td> <td>巨大地震注意対応</td> </tr> </tbody> </table>		プレート境界のM8以上の地震	M7以上の地震	ゆっくりすべり	発生直後(最期)	巨大地震警戒対応	巨大地震注意対応	巨大地震注意対応	2時間程度	巨大地震警戒対応	巨大地震注意対応	巨大地震注意対応	1週間	巨大地震警戒対応	巨大地震注意対応	巨大地震注意対応	2週間	巨大地震警戒対応	巨大地震注意対応	巨大地震注意対応	すべてが収まったと評価されるまで	巨大地震警戒対応	巨大地震注意対応	巨大地震注意対応	巨大地震発生まで	巨大地震警戒対応	巨大地震注意対応	巨大地震注意対応	<p>重複等の整理統合</p>
区分	(巨大地震警戒)	(巨大地震注意)	(調査終了)																																																	
判断の条件	M8以上の地震	M7以上の地震 ゆっくりすべり	いずれの条件も満たさないもの																																																	
1週間	巨大地震警戒対応	巨大地震注意対応	地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。																																																	
2週間	巨大地震注意対応																																																			
次の地震まで	地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。																																																			
	プレート境界のM8以上の地震	M7以上の地震	ゆっくりすべり																																																	
発生直後(最期)	巨大地震警戒対応	巨大地震注意対応	巨大地震注意対応																																																	
2時間程度	巨大地震警戒対応	巨大地震注意対応	巨大地震注意対応																																																	
1週間	巨大地震警戒対応	巨大地震注意対応	巨大地震注意対応																																																	
2週間	巨大地震警戒対応	巨大地震注意対応	巨大地震注意対応																																																	
すべてが収まったと評価されるまで	巨大地震警戒対応	巨大地震注意対応	巨大地震注意対応																																																	
巨大地震発生まで	巨大地震警戒対応	巨大地震注意対応	巨大地震注意対応																																																	

ページ	章	節	項	新	旧	備考											
2-72	6	1	2	<p>2 津波避難対象地域（津波による<u>避難指示</u>の対象となる地域） 鳥羽市全域 <u>①津波浸水域を超えて津波が到達した例もあるため</u> <u>②津波浸水域内に住家が無い各町においても事業所・各種施設等の勤務場所・通学路等が存在するため</u> <u>（表以下削除）</u></p>	<p>2 津波避難対象地域（津波による<u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u>の対象となる地域） 鳥羽市全域：津波浸水域内に住家が無い地域においても事業所・各種施設等が<u>存在する所があることから</u>全域に発令する。 <u>（表「津波浸水域に住家が存在する地域※」以下略）</u></p>	<p>「避難情報に関するガイドライン（R3.5）」に整合</p>											
				<p>3 事前避難対象地域 <u>（削除）</u>内閣府より（中略）が発表された場合、<u>避難情報発令</u>の対象となる地域は、（以下略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難区分</th> <th>対象者</th> <th>対象地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民等事前避難対象地域</td> <td>地域内の全市民</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>高齢者等事前避難対象地域</td> <td>地域内の要配慮者等※</td> <td>相差町の一部</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第1部1章2節4項 用語（1-5頁）参照</p>	避難区分		対象者	対象地域	住民等事前避難対象地域	地域内の全市民	なし	高齢者等事前避難対象地域	地域内の要配慮者等※	相差町の一部	<p>3 事前避難対象地域 <u>南海地震（中略）が発生し、内閣府より（中略）発表された場合、避難指示等</u>の対象となる地域は、（以下略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>町名</th> <th>条件</th> <th>避難区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>高齢者等事前避難対象地域 <u>（避難準備・高齢者等避難開始※）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※<u>該当地域の高齢者・要配慮者とその支援者が避難を開始する地域市内に「住民等事前避難対象地域（範囲内の全市民が事前避難する地域）」は設定しない。</u></p>	町名	条件
避難区分	対象者	対象地域															
住民等事前避難対象地域	地域内の全市民	なし															
高齢者等事前避難対象地域	地域内の要配慮者等※	相差町の一部															
町名	条件	避難区分															
（略）	（略）	高齢者等事前避難対象地域 <u>（避難準備・高齢者等避難開始※）</u>															
2-73	6	2	1	<p>■市が実施する対策 4 公共施設等の点検と管理 <u>（2）海上交通施設「鳥羽マリンターミナル（佐田浜）、中之郷、各離島栈橋」は、運航中止</u> <u>※津波注意報解除・安全を確認後、鳥羽海上保安部の許可で運航</u></p>	<p>■市が実施する対策 4 公共施設等の点検と管理 <u>（追加）</u></p>	<p>「鳥羽地区地震・津波対策基準」を反映</p>											
2-74	6	2	2	<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）について <u>第1項の対策に加え、市の全域にわたって大規模災害が発生又は予想されると本部長（市長）が認めたとき、第4配備（非常体制）として全職員を参集させ、市の以下の各種対策を実施する。</u></p> <p>■市が実施する対策 1 市民等への情報伝達（半割れ） 関連する情報について<u>防災行政無線・ホームページ・とばメール・SNS等</u>を用いて速やかに伝達する。</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）について <u>第1項の対策に加え、以下の各種対策を実施する。</u></p> <p>■市が実施する対策 1 市民等への情報伝達（半割れ） <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、</u>関連する情報について<u>多様な手段</u>を用いて速やかに伝達する。</p>	<p>対策内容の具体化</p>											
				<p>2 避難対策等 (1) 市民等に対する<u>避難情報の発令と避難の呼びかけ</u> 市は、「高齢者等事前避難対象地域」に居住する要配慮者等に対して、直ちに「<u>高齢者等避難</u>」を発令するとともに、<u>全ての市民に対しても避難の準備を整え、自主的に後発地震に備え、事前に家屋倒壊・土砂災害・津波の恐れのない場所へ避難するよう呼びかける。</u> また、1週間後に巨大地震警戒が解除された場合においても、その後1週間は、日頃から地震への備えを再確認する等の防災対応を行うよう呼びかける。</p>	<p>2 避難対策等 (1) 市民等に対する<u>避難指示等の発令</u> 市は、「高齢者等事前避難対象地域」に居住する要配慮者等に対して、直ちに<u>1週間を基準に避難を継続するよう「避難準備・高齢者等避難開始」</u>を発令するとともに、<u>事前避難対象地域外の市民等に対しても避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自宅で地震への備えを再確認し、必要に応じ、自主的に津波の恐れのない場所へ事前に避難するよう、防災行政無線等により呼びかける。</u> また、1週間後に巨大地震警戒が解除された場合においても、その後1週間は、日頃から地震への備えを再確認する等の防災対応を行うよう呼びかける。</p>		<p>「避難情報に関するガイドライン」に整合 簡素で適切な表現に変更</p>										

ページ	章	節	項	新	旧	備考
2-74	6	2	2	<p>(2) 避難所の開設及び運営 <u>要配慮者・感染症対策に配慮しつつ計画に基づき、避難所を開設する。</u> <u>市は「鳥羽市役所 西庁舎」を開設するとともに、県と調整後「鳥羽高校 体育館」を避難所として開設する。</u></p> <p><u>3 市管理施設の対応方針（基準）</u> <u>予想される状況・各関係機関等の意見も参考に、各担当部課及び管理者の判断により随時見直しをして柔軟に対応するとともに、とばメール・市ホームページ等によりその都度周知を図る。</u></p> <p><u>(1) 対応を変更しない予定の施設</u> <u>消防本部</u></p> <p><u>(2) 状況に応じ、業務縮小・代替手段の設定等により後発地震に速やかに対応できる体制を確保して開設する予定の施設</u> <u>ア 行政系施設（市庁舎・各連絡所）</u> <u>イ 保健・福祉施設（保健福祉センター・介護予防施設）</u></p> <p><u>(3) 安全確認後、逐次段階的に開設・運行を予定する施設</u> <u>供給処理施設（清掃センター・リサイクルパーク）</u></p> <p><u>(4) 海上交通施設「鳥羽マリンターミナル（佐田浜）、中之郷、各離島棧橋」</u> <u>ア 津波注意報・警報発表間は運航中止</u> <u>イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表中、運航中止</u></p> <p><u>(5) 陸上交通施設（かもめバス）</u> <u>一時休止（全線）</u></p> <p><u>(6) 休校・休園・休館等する施設（状況により避難所として利用）</u> <u>ア 学校教育系施設（小中学校）</u> <u>イ 子育て支援施設（保育所・幼稚園・放課後児童クラブ）</u> <u>ウ 市民文化系・スポーツ・レクリエーション系施設</u> <u>エ 社会教育系施設（図書館・海の博物館等）</u></p> <p><u>(7) その他の市管理施設は当時の状況による。</u></p>	<p>(2) 避難所の開設及び運営 第3部 第4章 第1節 第3項 ■市が実施する対策 4 避難所の開設及び運営支援【P193】及び 同 第2節 要配慮者対策【P196-198】に準じた対策を行う。 この際、避難者の特性（健康状態や居住地域等）に関わらず、1週間は安心して避難生活が継続できるよう避難所と運営要領についても考慮する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	南海トラフ地震臨時情報発表時の市対応要領について具体的に記載
2-75	6	2	2	<p><u>【参考：「巨大地震警戒」発表時の県対応方針（R4.3）</u> <u>・会館や社会体育施設、社会教育施設は休館</u> <u>・学校は臨時休校を基本とし、避難者の受入れを行う</u> <u>・休業できない施設（庁舎・病院・入所施設等）は、業務の縮小や代替え手段の設定により、後発地震に速やかに対応できる体制を確保する。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>	県対応方針の追加

ページ	章	節	項	新	旧	備考
2-75	6	2	2	<p>■市民が実施する対策</p> <p><u>1 事前避難対象地域 (2-72 頁参照) の要配慮者等は、約1週間を基準に当該地域からの避難を行う。</u></p> <p><u>2 事前避難対象地域以外の全市民</u></p> <p><u>(1) 後発地震に備え、避難の準備を整えておく</u></p> <p><u>(2) 個々の状況等に応じて地震への備えを再確認する。</u></p> <p><u>(3) 必要に応じ、自主的に後発地震に備え、家屋倒壊・土砂災害・津波等の恐れのない場所へ事前避難する。</u> <u>(知人・親戚宅、宿泊施設、市役所西庁舎等)</u></p>	<p>■市民が実施する対策</p> <p><u>高齢者等事前避難対象地域</u>の要配慮者等は、約1週間を基準に当該地域からの避難を行う。</p>	南海トラフ地震臨時情報発表時の市対応要領について具体的に記載
	6	2	3	<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）について</p> <p><u>第1項の対策に加え、災害が発生又は予想されると本部長（市長）が認めたとき、第3配備（警戒体制）として、一部又は全職員を参集させ、</u>以下の各種対策を実施する。</p> <p>■市が実施する対策</p> <p>1 市民等への情報伝達（半割れ） 関連する情報について<u>防災行政無線・ホームページ・とばメール・SNS等</u>を用いて速やかに伝達する。</p> <p><u>2 市管理施設の対応</u></p> <p><u>(1) 各施設の管理担当課は安全点検を実施し、災害対策本部へ報告後、施設を開設する。</u></p> <p><u>(2) 海上交通施設「鳥羽マリンターミナル（佐田浜）、中之郷、各離島栈橋」は、運航中止</u> <u>※津波注意報解除・安全を確認後、鳥羽海上保安部の許可で運航</u></p> <p>■市民が実施する対策</p> <p><u>発表から約1週間、日頃からの地震の備えを再確認する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・常に家族の所在場所を確認 ・非常用袋（防災バッグ等）やヘルメットを玄関等に配置 ・寝るときは枕元に履きなれた靴を置いておく等 	<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）について</p> <p><u>第1項の対策に加え、</u>以下の各種対策を実施する。</p> <p>■市が実施する対策</p> <p>1 市民等への情報伝達（半割れ） <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、</u>関連する情報について<u>多様な手段</u>を用いて速やかに伝達する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	対策内容の具体化
2-76	6	2	4	<p>■市民が実施する対策について</p> <p><u>大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</u></p>	<u>(追加)</u>	対策内容の具体化

第3部 発災後対策

ページ	章	節	項	新	旧	備考										
3-2	1	1	3	<p>■市が実施する対策</p> <p>1 災害対策のための配備体制</p> <p>(1) 配備基準</p> <table border="1"> <tr> <td>配備体制</td> <td>第1配備準備体制</td> <td>第2配備初動(縮小)体制</td> <td>第3配備警戒体制</td> <td>第4配備非常体制</td> </tr> </table>	配備体制	第1配備準備体制	第2配備初動(縮小)体制	第3配備警戒体制	第4配備非常体制	<p>■市が実施する対策</p> <p>1 災害対策のための配備体制</p> <p>(1) 配備基準</p> <table border="1"> <tr> <td>配備体制</td> <td>第1配備準備体制</td> <td>第2配備初動(縮小)体制</td> <td>第2配備(警戒体制)</td> <td>第3配備(非常体制)</td> </tr> </table>	配備体制	第1配備準備体制	第2配備初動(縮小)体制	第2配備(警戒体制)	第3配備(非常体制)	誤記修正
配備体制	第1配備準備体制	第2配備初動(縮小)体制	第3配備警戒体制	第4配備非常体制												
配備体制	第1配備準備体制	第2配備初動(縮小)体制	第2配備(警戒体制)	第3配備(非常体制)												
3-3	1	1	3	<p>(3) 幹部職員への連絡系統</p>	<p>(3) 幹部職員への連絡系統</p>	会計管理者の職務見直しによる										
				<p>2 市災対本部の設置</p> <p>(1) 市災対本部の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、<u>教育長</u></td> </tr> </table>	副本部長		副市長、 <u>教育長</u>	<p>2 市災対本部の設置</p> <p>(1) 市災対本部の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、<u>教育長</u>、<u>会計管理者</u></td> </tr> </table>	副本部長	副市長、 <u>教育長</u> 、 <u>会計管理者</u>						
副本部長	副市長、 <u>教育長</u>															
副本部長	副市長、 <u>教育長</u> 、 <u>会計管理者</u>															
3-4	1	1	3	<p><u>(2) 市災対本部の運営と維持</u></p> <p><u>大規模災害発生時の運営と維持については、「鳥羽市業務継続計画」に基づき、災害の状況に応じ、非常時通常業務（優先すべき通常業務）を明確にして、災害対応業務にあたり、同時に、「鳥羽市災害時受援計画」に基づき、関係機関等から適切に支援を受け業務の維持に努める。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>	業務継続計画・災害時受援計画の策定と運用開始のため										
				<p>【別図】災害対策本部の組織</p> <p>※ 本部長（市長）の指示が受けられない場合には、副市長、<u>教育長</u>の順で本部長を代行する。</p>	<p>【別図】災害対策本部の組織</p> <p>※ 本部長（市長）の指示が受けられない場合には、副市長、<u>教育長</u>、<u>会計管理者</u>の順で本部長を代行する。</p>		会計管理者の職務見直しによる									

3部2

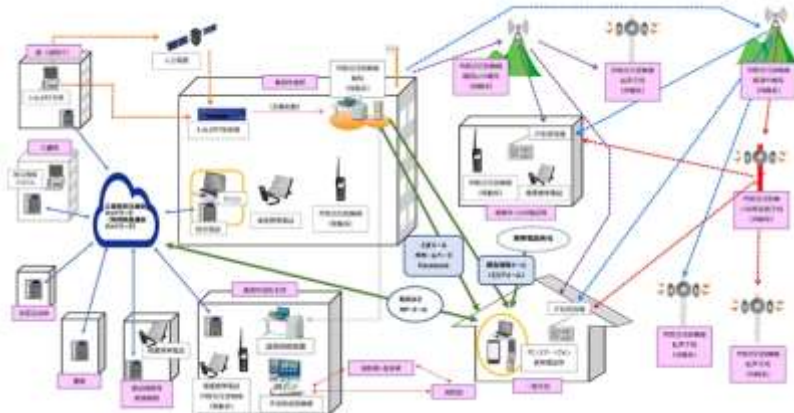

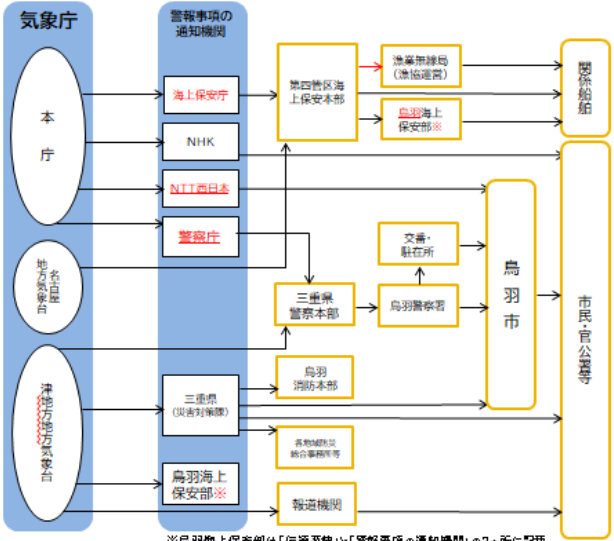
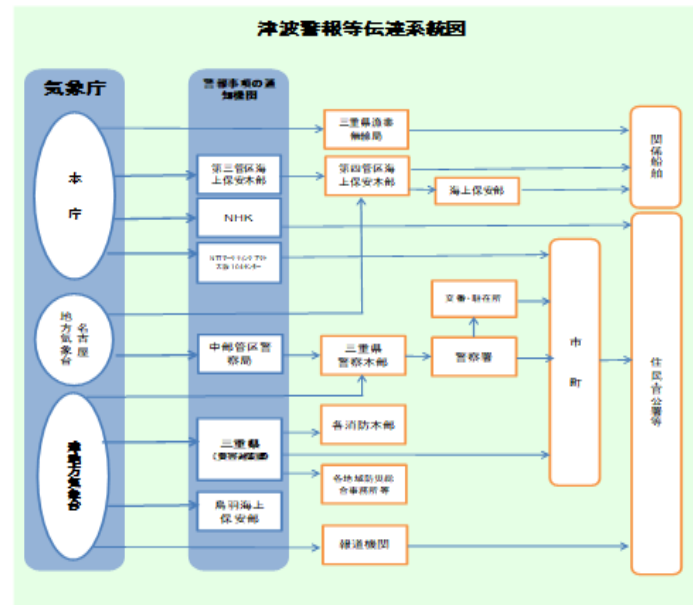
ページ	章	節	項	新	旧	備考																		
3-5 ～ 3-6	1	1	3	<p>【別表】所掌事務一覧表</p> <p>1 予防期（事前に準備すること）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各所属 (所属長)</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産課 (農林水産課長)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 企業・事業所の防災対策の促進 水産の防災対策の推進 農業施設等の防災対策の推進 漁港施設の防災対策の推進 海上輸送対策 農林水産関係者への啓発 </td> <td>農林水産課員</td> </tr> <tr> <td>観光商工課 (観光商工課長)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 災害時の公共交通機関及び観光施設等の情報共有体制の確立 観光客等の避難状況等の連絡体制の確立 観光客等の避難誘導体制の確立 避難誘導看板等の整備 帰宅困難者一時受入れ体制の確立 企業・事業所の防災対策の促進 物資拠点の運営体制の構築 </td> <td>観光商工課員</td> </tr> </tbody> </table>	各所属 (所属長)	所掌事務	構成員	農林水産課 (農林水産課長)	<ol style="list-style-type: none"> 企業・事業所の防災対策の促進 水産の防災対策の推進 農業施設等の防災対策の推進 漁港施設の防災対策の推進 海上輸送対策 農林水産関係者への啓発 	農林水産課員	観光商工課 (観光商工課長)	<ol style="list-style-type: none"> 災害時の公共交通機関及び観光施設等の情報共有体制の確立 観光客等の避難状況等の連絡体制の確立 観光客等の避難誘導体制の確立 避難誘導看板等の整備 帰宅困難者一時受入れ体制の確立 企業・事業所の防災対策の促進 物資拠点の運営体制の構築 	観光商工課員	<p>【別表】所掌事務一覧表</p> <p>1 予防期（事前に準備すること）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各所属 (所属長)</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農水商工課 (農水商工課長)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 企業・事業所の防災対策の促進 水産の防災対策の推進 農業施設等の防災対策の推進 漁港施設の防災対策の推進 海上輸送対策 農水商工関係者への啓発 物資拠点の運営体制の構築 </td> <td>農水商工課員</td> </tr> <tr> <td>観光課 (観光課長)</td> <td> <p>【観光企画係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害時の公共交通機関及び観光施設等の情報共有体制の確立 観光客等の避難状況等の連絡体制の確立 観光客等の避難誘導体制の確立 避難誘導看板等の整備 <p>【観光振興係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 帰宅困難者一時受入れ体制の確立 </td> <td>観光課員</td> </tr> </tbody> </table>	各所属 (所属長)	所掌事務	構成員	農水商工課 (農水商工課長)	<ol style="list-style-type: none"> 企業・事業所の防災対策の促進 水産の防災対策の推進 農業施設等の防災対策の推進 漁港施設の防災対策の推進 海上輸送対策 農水商工関係者への啓発 物資拠点の運営体制の構築 	農水商工課員	観光課 (観光課長)	<p>【観光企画係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害時の公共交通機関及び観光施設等の情報共有体制の確立 観光客等の避難状況等の連絡体制の確立 観光客等の避難誘導体制の確立 避難誘導看板等の整備 <p>【観光振興係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 帰宅困難者一時受入れ体制の確立 	観光課員	組織改編
各所属 (所属長)	所掌事務	構成員																						
農林水産課 (農林水産課長)	<ol style="list-style-type: none"> 企業・事業所の防災対策の促進 水産の防災対策の推進 農業施設等の防災対策の推進 漁港施設の防災対策の推進 海上輸送対策 農林水産関係者への啓発 	農林水産課員																						
観光商工課 (観光商工課長)	<ol style="list-style-type: none"> 災害時の公共交通機関及び観光施設等の情報共有体制の確立 観光客等の避難状況等の連絡体制の確立 観光客等の避難誘導体制の確立 避難誘導看板等の整備 帰宅困難者一時受入れ体制の確立 企業・事業所の防災対策の促進 物資拠点の運営体制の構築 	観光商工課員																						
各所属 (所属長)	所掌事務	構成員																						
農水商工課 (農水商工課長)	<ol style="list-style-type: none"> 企業・事業所の防災対策の促進 水産の防災対策の推進 農業施設等の防災対策の推進 漁港施設の防災対策の推進 海上輸送対策 農水商工関係者への啓発 物資拠点の運営体制の構築 	農水商工課員																						
観光課 (観光課長)	<p>【観光企画係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害時の公共交通機関及び観光施設等の情報共有体制の確立 観光客等の避難状況等の連絡体制の確立 観光客等の避難誘導体制の確立 避難誘導看板等の整備 <p>【観光振興係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 帰宅困難者一時受入れ体制の確立 	観光課員																						
3-8 ～ 3-9	1	1	3	<p>2 初動体制確立期【発災～3時間】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各所属 (所属長)</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産課 (農林水産課長)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集 </td> <td>農林水産課員</td> </tr> <tr> <td>観光商工課 (観光商工課長)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 避難状況等の情報収集・避難誘導等の発信 帰宅困難者の避難誘導 帰宅困難者一時受入れ 物資拠点開設準備・調整 </td> <td>観光商工課員</td> </tr> </tbody> </table>	各所属 (所属長)	所掌事務	構成員	農林水産課 (農林水産課長)	<ol style="list-style-type: none"> 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集 	農林水産課員	観光商工課 (観光商工課長)	<ol style="list-style-type: none"> 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 避難状況等の情報収集・避難誘導等の発信 帰宅困難者の避難誘導 帰宅困難者一時受入れ 物資拠点開設準備・調整 	観光商工課員	<p>2 初動体制確立期【発災～3時間】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各所属 (所属長)</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農水商工課 (農水商工課長)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集 </td> <td>農水商工課員</td> </tr> <tr> <td>観光課 (観光課長)</td> <td> <p>【情報収集班】</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 避難状況等の情報収集・避難誘導等の発信 <p>【帰宅困難者等支援班】</p> <ol style="list-style-type: none"> 帰宅困難者の避難誘導 帰宅困難者一時受入れ </td> <td>観光課員</td> </tr> </tbody> </table>	各所属 (所属長)	所掌事務	構成員	農水商工課 (農水商工課長)	<ol style="list-style-type: none"> 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集 	農水商工課員	観光課 (観光課長)	<p>【情報収集班】</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 避難状況等の情報収集・避難誘導等の発信 <p>【帰宅困難者等支援班】</p> <ol style="list-style-type: none"> 帰宅困難者の避難誘導 帰宅困難者一時受入れ 	観光課員	
各所属 (所属長)	所掌事務	構成員																						
農林水産課 (農林水産課長)	<ol style="list-style-type: none"> 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集 	農林水産課員																						
観光商工課 (観光商工課長)	<ol style="list-style-type: none"> 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 避難状況等の情報収集・避難誘導等の発信 帰宅困難者の避難誘導 帰宅困難者一時受入れ 物資拠点開設準備・調整 	観光商工課員																						
各所属 (所属長)	所掌事務	構成員																						
農水商工課 (農水商工課長)	<ol style="list-style-type: none"> 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集 	農水商工課員																						
観光課 (観光課長)	<p>【情報収集班】</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 避難状況等の情報収集・避難誘導等の発信 <p>【帰宅困難者等支援班】</p> <ol style="list-style-type: none"> 帰宅困難者の避難誘導 帰宅困難者一時受入れ 	観光課員																						

3部3

ページ	章	節	項	新	旧	備考																		
3-11 ～ 3-12	1	1	3	<p>3 即時対応期【発災～3時間】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各所属 (所属長)</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産課 (農林水産課長)</td> <td>1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集</td> <td>農林水産課員</td> </tr> <tr> <td>観光商工課 (観光商工課長)</td> <td>1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 3 帰宅困難者の情報収集及び対応 4 物資拠点施設の状況確認</td> <td>観光商工課員</td> </tr> </tbody> </table>	各所属 (所属長)	所掌事務	構成員	農林水産課 (農林水産課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集	農林水産課員	観光商工課 (観光商工課長)	1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 3 帰宅困難者の情報収集及び対応 4 物資拠点施設の状況確認	観光商工課員	<p>3 即時対応期【発災～3時間】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各所属 (所属長)</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農水商工課 (農水商工課長)</td> <td>1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集</td> <td>農水商工課員</td> </tr> <tr> <td>観光課 (観光課長)</td> <td>【情報収集班】 1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 【帰宅困難者等支援班】 1 帰宅困難者の情報収集及び対応</td> <td>観光課員</td> </tr> </tbody> </table>	各所属 (所属長)	所掌事務	構成員	農水商工課 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集	農水商工課員	観光課 (観光課長)	【情報収集班】 1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 【帰宅困難者等支援班】 1 帰宅困難者の情報収集及び対応	観光課員	組織改編
				各所属 (所属長)	所掌事務	構成員																		
農林水産課 (農林水産課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集	農林水産課員																						
観光商工課 (観光商工課長)	1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 3 帰宅困難者の情報収集及び対応 4 物資拠点施設の状況確認	観光商工課員																						
各所属 (所属長)	所掌事務	構成員																						
農水商工課 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集	農水商工課員																						
観光課 (観光課長)	【情報収集班】 1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 【帰宅困難者等支援班】 1 帰宅困難者の情報収集及び対応	観光課員																						
3-14	1	1	3	<p>4 緊急対応期（救援・支援）【24時間～3日】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各所属 (所属長)</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産課 (農林水産課長)</td> <td>1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集、関係機関との連絡調整</td> <td>農林水産課員</td> </tr> <tr> <td>観光商工課 (観光商工課長)</td> <td>1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 3 帰宅困難者の情報収集及び対応 4 物資拠点の運営</td> <td>観光商工課員</td> </tr> </tbody> </table>	各所属 (所属長)	所掌事務	構成員	農林水産課 (農林水産課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集、関係機関との連絡調整	農林水産課員	観光商工課 (観光商工課長)	1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 3 帰宅困難者の情報収集及び対応 4 物資拠点の運営	観光商工課員	<p>4 緊急対応期（救援・支援）【24時間～3日】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各所属 (所属長)</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農水商工課 (農水商工課長)</td> <td>1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集、関係機関との連絡調整 2 物資拠点の運営</td> <td>農水商工課員</td> </tr> <tr> <td>観光課 (観光課長)</td> <td>【情報収集班】 1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 【帰宅困難者等支援班】 1 帰宅困難者の情報収集及び対応</td> <td>観光課員</td> </tr> </tbody> </table>	各所属 (所属長)	所掌事務	構成員	農水商工課 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集、関係機関との連絡調整 2 物資拠点の運営	農水商工課員	観光課 (観光課長)	【情報収集班】 1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 【帰宅困難者等支援班】 1 帰宅困難者の情報収集及び対応	観光課員	
各所属 (所属長)	所掌事務	構成員																						
農林水産課 (農林水産課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集、関係機関との連絡調整	農林水産課員																						
観光商工課 (観光商工課長)	1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 3 帰宅困難者の情報収集及び対応 4 物資拠点の運営	観光商工課員																						
各所属 (所属長)	所掌事務	構成員																						
農水商工課 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集、関係機関との連絡調整 2 物資拠点の運営	農水商工課員																						
観光課 (観光課長)	【情報収集班】 1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 【帰宅困難者等支援班】 1 帰宅困難者の情報収集及び対応	観光課員																						

3部4

ページ	章	節	項	新	旧	備考																		
3-17	1	1	3	<p>5 応急対応期（生活の安定）【3日～1週間】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各所属 (所属長)</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産課 (農林水産課長)</td> <td>1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集、関係機関との連絡調整</td> <td>農林水産課員</td> </tr> <tr> <td>観光商工課 (観光商工課長)</td> <td>1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 3 帰宅困難者の情報収集及び対応 4 物資拠点の運営・管理 (協定締結機関への引継ぎ)</td> <td>観光商工課員</td> </tr> </tbody> </table>	各所属 (所属長)	所掌事務	構成員	農林水産課 (農林水産課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集、関係機関との連絡調整	農林水産課員	観光商工課 (観光商工課長)	1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 3 帰宅困難者の情報収集及び対応 4 物資拠点の運営・管理 (協定締結機関への引継ぎ)	観光商工課員	<p>5 応急対応期（生活の安定）【3日～1週間】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各所属 (所属長)</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農水商工課 (農水商工課長)</td> <td>1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集、関係機関との連絡調整 2 物資拠点の運営</td> <td>農水商工課員</td> </tr> <tr> <td>観光課 (観光課長)</td> <td>【情報収集班】 1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 【帰宅困難者等支援班】 1 帰宅困難者の情報収集及び対応</td> <td>観光課員</td> </tr> </tbody> </table>	各所属 (所属長)	所掌事務	構成員	農水商工課 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集、関係機関との連絡調整 2 物資拠点の運営	農水商工課員	観光課 (観光課長)	【情報収集班】 1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 【帰宅困難者等支援班】 1 帰宅困難者の情報収集及び対応	観光課員	組織改編
				各所属 (所属長)	所掌事務	構成員																		
農林水産課 (農林水産課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集、関係機関との連絡調整	農林水産課員																						
観光商工課 (観光商工課長)	1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 3 帰宅困難者の情報収集及び対応 4 物資拠点の運営・管理 (協定締結機関への引継ぎ)	観光商工課員																						
各所属 (所属長)	所掌事務	構成員																						
農水商工課 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集、関係機関との連絡調整 2 物資拠点の運営	農水商工課員																						
観光課 (観光課長)	【情報収集班】 1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 【帰宅困難者等支援班】 1 帰宅困難者の情報収集及び対応	観光課員																						
3-20 ～ 3-20	1	1	3	<p>6 復旧期（社会の復旧・復興）【1週間～数か月以降】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各所属 (所属長)</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産課 (農林水産課長)</td> <td>1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の復旧保全</td> <td>農林水産課員</td> </tr> <tr> <td>観光商工課 (観光商工課長)</td> <td>1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 3 帰宅困難者の情報収集及び対応 4 物資拠点の運営・管理 (～物資拠点運営終了まで)</td> <td>観光商工課員</td> </tr> </tbody> </table>	各所属 (所属長)	所掌事務	構成員	農林水産課 (農林水産課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の復旧保全	農林水産課員	観光商工課 (観光商工課長)	1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 3 帰宅困難者の情報収集及び対応 4 物資拠点の運営・管理 (～物資拠点運営終了まで)	観光商工課員	<p>6 復旧期（社会の復旧・復興）【1週間～数か月以降】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各所属 (所属長)</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農水商工課 (農水商工課長)</td> <td>1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の復旧保全</td> <td>農水商工課員</td> </tr> <tr> <td>観光課 (観光課長)</td> <td>【情報収集班】 1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 【帰宅困難者等支援班】 1 帰宅困難者の情報収集及び対応</td> <td>観光課員</td> </tr> </tbody> </table>	各所属 (所属長)	所掌事務	構成員	農水商工課 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の復旧保全	農水商工課員	観光課 (観光課長)	【情報収集班】 1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 【帰宅困難者等支援班】 1 帰宅困難者の情報収集及び対応	観光課員	
各所属 (所属長)	所掌事務	構成員																						
農林水産課 (農林水産課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の復旧保全	農林水産課員																						
観光商工課 (観光商工課長)	1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 3 帰宅困難者の情報収集及び対応 4 物資拠点の運営・管理 (～物資拠点運営終了まで)	観光商工課員																						
各所属 (所属長)	所掌事務	構成員																						
農水商工課 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の復旧保全	農水商工課員																						
観光課 (観光課長)	【情報収集班】 1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信 【帰宅困難者等支援班】 1 帰宅困難者の情報収集及び対応	観光課員																						

ページ	章	節	項	新	旧	備考
3-25	1	2	3	<p>本市の通信機能イメージ図</p> 	<p>本市の通信機能イメージ図</p> 	<p>R3 風水害対策編に準じ、表現を変更</p>
3-41	1	4	3	<p>■計画関係者共通事項等 1 津波警報等の伝達系統 津波警報等伝達系統図</p>  <p>※鳥羽海上保安部は「伝達系統」と「警報事項の通知機関」の2ヶ所に記載</p>	<p>■計画関係者共通事項等 1 津波警報等の伝達系統 津波警報等伝達系統図</p> 	<p>県修正(R3)に整合</p>

3部6

ページ	章	節	項	新	旧	備考																														
3-42	1	4	3	<p>(主な伝達系統)</p> <table border="1"> <tr> <td>気象庁から受報する機関</td> <td>一次伝達手段</td> <td>一次伝達先</td> <td>二次伝達手段</td> <td>二次伝達先</td> </tr> <tr> <td>警察庁</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>NTT西日本(NTTコムウェア警報伝達システム担当)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	気象庁から受報する機関	一次伝達手段	一次伝達先	二次伝達手段	二次伝達先	警察庁	(略)	(略)	(略)	(略)	NTT西日本(NTTコムウェア警報伝達システム担当)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(主な伝達系統)</p> <table border="1"> <tr> <td>気象庁から受報する機関</td> <td>一次伝達手段</td> <td>一次伝達先</td> <td>二次伝達手段</td> <td>二次伝達先</td> </tr> <tr> <td>中部管区警察局</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>NTT西日本(NTTマーケティング大阪104センター)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	気象庁から受報する機関	一次伝達手段	一次伝達先	二次伝達手段	二次伝達先	中部管区警察局	(略)	(略)	(略)	(略)	NTT西日本(NTTマーケティング大阪104センター)	(略)	(略)	(略)	(略)	県修正(R3)に整合
気象庁から受報する機関	一次伝達手段	一次伝達先	二次伝達手段	二次伝達先																																
警察庁	(略)	(略)	(略)	(略)																																
NTT西日本(NTTコムウェア警報伝達システム担当)	(略)	(略)	(略)	(略)																																
気象庁から受報する機関	一次伝達手段	一次伝達先	二次伝達手段	二次伝達先																																
中部管区警察局	(略)	(略)	(略)	(略)																																
NTT西日本(NTTマーケティング大阪104センター)	(略)	(略)	(略)	(略)																																
3-49	1	4	3	<p>■地域・市民が実施する共助・自助の対策</p> <p>1 津波からの自衛措置</p> <p>(1) 市民の協力による津波情報の伝達 (前略) 停電時等、場合によっては津波の危険を確認できない場合であっても、周辺の市民に“声かけ”をし、(以下略)</p>	<p>■地域・住民が実施する共助・自助の対策</p> <p>1 津波からの自衛措置</p> <p>(1) 住民の協力による津波情報の伝達 (前略) 停電時等、場合によっては津波の危険を確認できない場合であっても、周辺の住民に“声かけ”をし、(以下略)</p>	住民を市民に表現変更(他の場所の記載は省略→本文にのみ記載)																														
3-50	1	5	1	<p>第5節 広域的な受援・応援体制の整備</p> <p>【主担当部】：総務部、観光商工部、市民部</p> <p>第1項 活動方針</p> <p>《受援体制》</p> <p>○「鳥羽市災害時受援計画」及び各協定等に基づく要請による応援要員・救援物資等の受け入れを迅速に行い、被災地へ効果的に展開する。</p>	<p>第5節 広域的な受援・応援体制の整備</p> <p>【主担当部】：総務部、農水商工部、市民部</p> <p>第1項 活動方針</p> <p>《受援体制》</p> <p>○県に対する要請及び各協定等に基づく要請による応援要員・救援物資等の受け入れを迅速に行い、被災地へ効果的に展開する。</p>	組織改編と受援計画策定のため																														
3-51	1	5	3	<p>■市が実施する対策</p> <p>《受援体制》</p> <p>1(1) 応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、「鳥羽市災害時受援計画」「三重県市町応援協定」等の各協定及び基本法第67条並びに第68条に基づき、総務省「被災市区町村応援職員確保システム」等を用いて、協定市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。</p>	<p>■市が実施する対策</p> <p>《受援体制》</p> <p>1(1) 応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、「三重県市町応援協定」等の各協定及び基本法第67条並びに第68条に基づき、総務省「被災市区町村応援職員確保システム」等を用いて、協定市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。</p>																															
3-52	1	5	3	<p>4 <u>(削除)</u></p> <p>(3) 本市が締結している災害時相互応援協定については、【資料編】22 協定書及び覚書一覧表(P93)を参照のこと</p>	<p>4 (3) 受援体制の構築に先立ち、以下の項目について受援計画を策定する。(表略)</p> <p>(4) 本市が締結している災害時相互応援協定については、【資料編】P67を参照のこと</p>																															
3-55	1	7	3	<p>■市が実施する対策</p> <p>3 経費の支弁及び精算</p> <p>本市適用基準</p> <table border="1"> <tr> <td>人口</td> <td>世帯数</td> <td>第1号</td> <td>第2号</td> </tr> <tr> <td>17,525</td> <td>7,382</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> </table> <p>※人口、世帯数は令和2年国勢調査による。</p>	人口	世帯数	第1号	第2号	17,525	7,382	50	50	<p>■市が実施する対策</p> <p>3 経費の支弁及び精算</p> <p>本市適用基準</p> <table border="1"> <tr> <td>人口</td> <td>世帯数</td> <td>第1号</td> <td>第2号</td> </tr> <tr> <td>19,448</td> <td>7,730</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> </table> <p>※人口、世帯数は平成27年国勢調査による。</p>	人口	世帯数	第1号	第2号	19,448	7,730	50	50	最新の状況に変更														
人口	世帯数	第1号	第2号																																	
17,525	7,382	50	50																																	
人口	世帯数	第1号	第2号																																	
19,448	7,730	50	50																																	

ページ	章	節	項	新	旧	備考																								
3-56	2	1	—	第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保 【主担当部】：建設部、 <u>農林水産部</u>	第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保 【主担当部】：建設部、 <u>農水商工部</u>	組織改編																								
	2	1	2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>主担当部</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(主な収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上航路の確保</td> <td>建設部 <u>農林水産部</u></td> <td>【発災72時間以内】</td> <td>・市内港湾・漁港の被災状況</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目		主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)	海上航路の確保	建設部 <u>農林水産部</u>	【発災72時間以内】	・市内港湾・漁港の被災状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>主担当部</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(主な収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上航路の確保</td> <td>建設部 <u>農水商工部</u></td> <td>【発災72時間以内】</td> <td>・市内港湾・漁港の被災状況</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)	海上航路の確保	建設部 <u>農水商工部</u>	【発災72時間以内】	・市内港湾・漁港の被災状況								
対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)																											
海上航路の確保	建設部 <u>農林水産部</u>	【発災72時間以内】	・市内港湾・漁港の被災状況																											
対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)																											
海上航路の確保	建設部 <u>農水商工部</u>	【発災72時間以内】	・市内港湾・漁港の被災状況																											
3-65	2	3	3	<p>■その他防災関係機関が実施する対策 <固定通信事業者の実施する対策> (推進計画) 1(1)イ トラフィック<u>疎通</u>状況、交換機等通信設備の監視強化 (ア) 対象地域に対するトラフィック<u>疎通</u>状況の把握と (以下略)</p>	<p>■その他防災関係機関が実施する対策 <固定通信事業者の実施する対策> (推進計画) 1(1)イ トラフィック<u>そ通</u>状況、交換機等通信設備の監視強化 (ア) 対象地域に対するトラフィック<u>そ通</u>状況の把握と (以下略)</p>	県計画の表 記に整合																								
3-69	2	4	—	第4節 公共土木施設の復旧・保全 【主担当部】：建設部、 <u>農林水産部</u>	第4節 公共土木施設の復旧・保全 【主担当部】：建設部、 <u>農水商工部</u>	組織改編																								
	2	4	2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>主担当部</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(主な収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>建設部 <u>農林水産部</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目		主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)	(略)	建設部 <u>農林水産部</u>	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>主担当部</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(主な収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>建設部 <u>農水商工部</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)	(略)	建設部 <u>農水商工部</u>	(略)	(略)								
対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)																											
(略)	建設部 <u>農林水産部</u>	(略)	(略)																											
対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)																											
(略)	建設部 <u>農水商工部</u>	(略)	(略)																											
3-80	3	2	2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>主担当部</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(主な収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療情報の収集・伝達</td> <td>健康福祉部</td> <td>【発災後直後】 発災後速やかに</td> <td>・医療機関、<u>医師会</u>、<u>歯科医師会</u>、保健所等、町内会等</td> </tr> <tr> <td>医療・救護活動</td> <td>健康福祉部</td> <td>(略)</td> <td>・医療機関、<u>医師会</u>、<u>歯科医師会</u>、保健所等、町内会等</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)	医療情報の収集・伝達	健康福祉部	【発災後直後】 発災後速やかに	・医療機関、 <u>医師会</u> 、 <u>歯科医師会</u> 、保健所等、町内会等	医療・救護活動	健康福祉部	(略)	・医療機関、 <u>医師会</u> 、 <u>歯科医師会</u> 、保健所等、町内会等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>主担当部</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(主な収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療情報の収集・伝達</td> <td>健康福祉部</td> <td>【発災後直後】 発災後速やかに</td> <td>・医療機関、<u>医師会</u>、保健所等、町内会等</td> </tr> <tr> <td>医療・救護活動</td> <td>健康福祉部</td> <td>(略)</td> <td>・医療機関、<u>医師会</u>、保健所等、町内会等</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)	医療情報の収集・伝達	健康福祉部	【発災後直後】 発災後速やかに	・医療機関、 <u>医師会</u> 、保健所等、町内会等	医療・救護活動	健康福祉部	(略)	・医療機関、 <u>医師会</u> 、保健所等、町内会等	鳥羽志摩歯 科医師会の 追加
				対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)																							
	医療情報の収集・伝達	健康福祉部	【発災後直後】 発災後速やかに	・医療機関、 <u>医師会</u> 、 <u>歯科医師会</u> 、保健所等、町内会等																										
医療・救護活動	健康福祉部	(略)	・医療機関、 <u>医師会</u> 、 <u>歯科医師会</u> 、保健所等、町内会等																											
対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)																											
医療情報の収集・伝達	健康福祉部	【発災後直後】 発災後速やかに	・医療機関、 <u>医師会</u> 、保健所等、町内会等																											
医療・救護活動	健康福祉部	(略)	・医療機関、 <u>医師会</u> 、保健所等、町内会等																											
3	2	3	<p>■市が実施する対策 2 医薬品等の確保 (1) 医療及び助産救助実施のため必要な医薬品・衛生材料等は、<u>志摩医師会</u>、<u>鳥羽志摩歯科医師会</u>及び鳥羽志摩薬剤師会等(以下略)</p>	<p>■市が実施する対策 2 医薬品等の確保 (1) 医療及び助産救助実施のため必要な医薬品・衛生材料等は、<u>志摩医師会</u>及び鳥羽志摩薬剤師会等(以下略)</p>																										

3部8

ページ	章	節	項	新	旧	備考
3-80 ～ 3-81	3	2	3	<p>3 医療・救護活動</p> <p>(1) 医療救護班の編成 被災地の現場において、医療の必要があるときは、実施責任者は、<u>志摩医師会、鳥羽志摩歯科医師会</u>の協力を得て、編成された医療救護班を派遣し行う。</p> <p>イ 医療救護班等の派遣及び配置調整</p> <p>(7) 医療救護班の配置調整については、<u>志摩医師会、鳥羽志摩歯科医師会</u>の助言を得て行うことができる。</p>	<p>3 医療・救護活動</p> <p>(1) 医療救護班の編成 被災地の現場において、医療の必要があるときは、実施責任者は、<u>志摩医師会</u>の協力を得て、編成された医療救護班を派遣し行う。</p> <p>イ 医療救護班等の派遣及び配置調整</p> <p>(7) 医療救護班の配置調整については、<u>志摩医師会</u>の助言を得て行うことができる。</p>	鳥羽志摩歯科医師会の追加
3-81	3	2	3	<p>(2) 医療及び助産の実施方法</p> <p>ア 医療救護班等の派遣による実施（救護所）</p> <p>ウ 設置場所 災害の様態に応じて、避難所の中から市災対本部長と<u>志摩医師会、鳥羽志摩歯科医師会</u>が協議し、適切な場所に設置する。</p>	<p>(2) 医療及び助産の実施方法</p> <p>ア 医療救護班等の派遣による実施（救護所）</p> <p>ウ 設置場所 災害の様態に応じて、避難所の中から市災対本部長と<u>志摩医師会</u>が協議し、適切な場所に設置する。</p>	鳥羽志摩歯科医師会の追加
3-85	4	1	3	<p>■市が実施する対策</p> <p>1 (1)イ 避難指示の対象地域：鳥羽市全域 (表略) <u>(削除)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【遠地震の場合】 我が国から（中略）発表する場合があるので、<u>避難指示、高齢者等避難</u>の発令を検討する。</p> </div>	<p>■市が実施する対策</p> <p>1 (1)イ 避難指示の対象地域：鳥羽市全域※ (表略) <u>※池上町・屋内町・若杉町・岩倉町・河内町・松尾町・白木町の各町内にかかる津波浸水域には住家は存在しないが、事業所・学校等が所在することから、警報・注意報は全域に発令する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【遠地震の場合】 我が国から（中略）発表する場合があるので、<u>避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令を検討する。</p> </div>	「避難情報に関するガイドライン(R3.5)」に整合
	4	1	3	<p>ウ <u>避難指示等</u>にかかる市長不在時の対応 (以下略)</p> <p>エ <u>避難指示</u>の内容 <u>避難指示</u>は、次の項目から必要な情報を明示して行うこととする。(以下略)</p> <p>オ 避難指示等の解除 市長は、<u>避難指示等</u>の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。</p>	<p>ウ <u>避難の勧告又は指示等</u>にかかる市長不在時の対応 (以下略)</p> <p>エ <u>避難の勧告又は指示</u>の内容 <u>避難の勧告又は指示</u>は、次の項目から必要な情報を明示して行うこととする。(以下略)</p> <p>オ 避難指示等の解除 市長は、<u>避難勧告又は指示</u>の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。</p>	
3-86				<p>(2)イ(7) 市民への伝達方法等 避難指示等を<u>発令</u>したとき、又はその通知を受けた（以下略）</p>	<p>(2)イ(7) 市民への伝達方法等 避難指示等を<u>発表</u>したとき、又はその通知を受けた（以下略）</p>	用語の修正

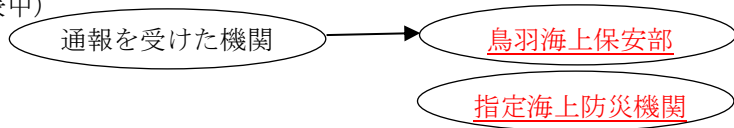
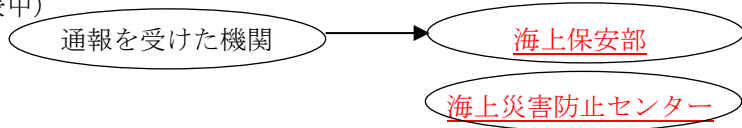
3部9

ページ	章	節	項	新	旧	備考
3-86	4	1	3	<p>3 <u>避難の実施</u></p> <p>(1) 避難の順序 避難場所から（中略）要配慮者を優先して行う。 なお、要配慮者の情報把握については<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等</u>を使用して行うものとし、作成していない場合は、社会福祉施設等を含め、民生委員や<u>地域・市民</u>と連携して避難誘導を行う。 避難の順序は（以下略）</p>	<p>3 <u>避難所への避難誘導</u></p> <p>(1) 避難の順序 避難場所から（中略）要配慮者を優先して行う。 なお、要配慮者の情報把握については<u>避難行動要支援者名簿</u>を使用して行うものとし、作成していない場合は、社会福祉施設等を含め、民生委員や<u>地域住民</u>と連携して避難誘導を行う。 避難の順序は（以下略）</p>	個別避難計画の活用を追加
3-87	4	1	3	<p>4 避難所の開設及び運営支援</p> <p>(1) 避難所の開設 エ <u>感染症等の流行期においては、「避難所担当職員・施設管理者のための新型コロナウイルス感染症予防対策マニュアル（鳥羽市）」等を参考に、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人当たりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める等</u>、当該感染症の感染予防に資する対策を講じて避難所を開設・運営する。</p>	<p>4 避難所の開設及び運営支援</p> <p>(1) 避難所の開設 エ <u>感染症等の流行期においては、</u>当該感染症の感染予防に資する対策を講じて避難所を開設・運営する。</p>	防災基本計画見直し（R2.5）を反映
	4	1	3	<p>(4) 避難所の運営支援及び管理 ア(ウ) 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、<u>男女のニーズなど多様な視点等に</u>配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p>	<p>(4) 避難所の運営支援及び管理 ア(ウ) 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、<u>男女のニーズの違い等男女双方の視点等に</u>配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p>	最新の状況を記載（風水害等対策編に整合）
3-88	4	1	3	<p><u>(カ) 事情により避難所に滞在できない車中泊や自宅等避難者といった避難所外避難者についてもニーズを把握して物資・食料等の調達を実施する。</u> <u>避難所外避難者は、最寄りの避難所に出向き、自ら物資を受け取れることを基本とし、積極的に情報の収集と提供を実施する。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>	避難所外避難者対応について追加
	4	1	3	<p>■その他の防災関係機関が実施する対策 1 避難の指示等 (1) 市長が指示できない場合の海上保安官の措置（海上保安庁） 「■市が実施する対策 1 避難の指示等及び市民等への伝達 (1) 避難の指示等(3-84頁)」に掲げる<u>避難指示等</u>を市長が行うことができないとき又は市長から要求があったときは、海上保安庁は、自ら避難を指示することができる。（以下略）</p>	<p>■その他の防災関係機関が実施する対策 1 避難の指示等 (2) 市長が指示できない場合の海上保安官の措置（海上保安庁） 「■市が実施する対策 1 避難の指示等及び市民等への伝達 (1) 避難の指示等(P190)」に掲げる<u>避難勧告又は避難指示</u>を市長が行うことができないとき又は市長から要求があったときは、海上保安庁は、自ら避難を指示することができる。（以下略）</p>	「避難情報に関するガイドライン(R3.5)」に整合
3-90	4	2	1	<p>○市民等は、市が作成する避難行動要支援者名簿や<u>個別避難計画等に基づき</u>、避難行動要支援者の安全確保や避難に協力する。</p>	<p>○市民等は、市が作成する避難行動要支援者名簿を<u>活用して</u>、避難行動要支援者の安全確保や避難に協力する。</p>	県修正(R4)に整合

ページ	章	節	項	新	旧	備考																
3-91	4	2	3	3 <u>避難行動要支援者・要配慮者</u> の避難支援及び生活環境の確保 (1) 避難行動要支援者の避難行動支援 避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき、発災後速やかに避難行動要支援者の避難行動支援等を行う。	3 <u>避難行動要支援者</u> の避難支援及び生活環境の確保 (1) 避難行動要支援者の避難行動支援 避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿を <u>活用して</u> 発災後速やかに避難行動要支援者の避難行動支援等を行う。	県修正(R4)に整合																
3-93	4	3	-	第3節 観光客等の帰宅困難者の安全確保 【担当部】： <u>観光商工部</u>	第3節 観光客等の帰宅困難者の安全確保 【担当部】： <u>観光部</u>	組織改編																
				2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(主な収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td><u>観光商工部</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)	(略)	<u>観光商工部</u>	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(主な収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td><u>観光部</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)	(略)	<u>観光部</u>	(略)
対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)																			
(略)	<u>観光商工部</u>	(略)	(略)																			
対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)																			
(略)	<u>観光部</u>	(略)	(略)																			
3-96	4	5	3	<u>○災害規模や被災状況に応じて、「鳥羽市災害時受援計画」に基づくボランティア支援活動を展開する。</u>	<u>(追加)</u>	県修正(R4)に整合																
				<p>■市が実施する対策</p> <p>1 災害ボランティアセンターの設置</p> <p>(2) 災害ボランティアの受け入れ支援 一般ボランティア、専門ボランティア及び各種団体の活動が効果的に行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行う。 <u>この際、感染症対策については「新型コロナウイルス感染症に配慮した三重版災害ボランティア受援ガイドライン」を参考に、市内外からのボランティアを円滑かつ効果的に受け入れる。</u></p>	<p>■市が実施する対策</p> <p>1 災害ボランティアセンターの設置</p> <p>(2) 災害ボランティアの受け入れ支援 一般ボランティア、専門ボランティア及び各種団体の活動が効果的に行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行う。 <u>(追加)</u></p>	県修正(R4)に整合																
3-103	4	8	3	<p>■市が実施する対策</p> <p>3 遺体の収容、処理 救助救急活動の実施等を(中略)検視・検案・身元確認を実施し、必要に応じ次の方法により遺体を処理する。 <u>この際、状況により医療救護班(志摩医師会及び鳥羽志摩歯科医師会)の支援を受ける。</u></p>	<p>■市が実施する対策</p> <p>3 遺体の収容、処理 救助救急活動の実施等を(中略)検視・検案・身元確認を実施し、必要に応じ次の方法により遺体を処理する。 <u>(追加)</u></p>	災害時の医療支援班に対する依頼事項の追加																
3-104	5	1	2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(主な収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸送手段の確保及び応援要請</td> <td>総務部(中略) <u>農林水産部</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)	輸送手段の確保及び応援要請	総務部(中略) <u>農林水産部</u>	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(主な収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸送手段の確保及び応援要請</td> <td>総務部(中略) <u>農水商工部</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)	輸送手段の確保及び応援要請	総務部(中略) <u>農水商工部</u>	(略)	(略)	組織改編
				対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)															
輸送手段の確保及び応援要請	総務部(中略) <u>農林水産部</u>	(略)	(略)																			
対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)																			
輸送手段の確保及び応援要請	総務部(中略) <u>農水商工部</u>	(略)	(略)																			
3-105	5	1	3	<p>■市が実施する対策</p> <p>3(2) 応急措置を実施するため必要と認める場合、(中略)事態が急を要する時は、電話又は無線等<u>で要請し、その後</u>に文書を送付する。</p>	<p>■市が実施する対策</p> <p>3(2) 応急措置を実施するため必要と認める場合、(中略)事態が急を要する時は、電話又は無線等<u>をもって要請し、じ後</u>に文書を送付する。</p>	表現の変更																

ページ	章	節	項	新	旧	備考																					
3-106	5	2	—	<p>第2節 救援物資等の供給</p> <p>【主担当部】：総務部、市民部、税務部、<u>観光商工部</u>、定期船部、健康福祉部</p>	<p>第2節 救援物資等の供給</p> <p>【主担当部】：総務部、市民部、税務部、<u>農水商工部</u>、定期船部、健康福祉部</p>	組織改編																					
			2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>主担当部</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(主な収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物資拠点の開設</td> <td><u>観光商工部</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>物資拠点の運営</td> <td><u>観光商工部</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目		主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)	物資拠点の開設	<u>観光商工部</u>	(略)	(略)	物資拠点の運営	<u>観光商工部</u>	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>主担当部</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(主な収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物資拠点の開設</td> <td><u>農水商工部</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>物資拠点の運営</td> <td><u>農水商工部</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)	物資拠点の開設	<u>農水商工部</u>	(略)	(略)	物資拠点の運営
	対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)																							
物資拠点の開設	<u>観光商工部</u>	(略)	(略)																								
物資拠点の運営	<u>観光商工部</u>	(略)	(略)																								
対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)																								
物資拠点の開設	<u>農水商工部</u>	(略)	(略)																								
物資拠点の運営	<u>農水商工部</u>	(略)	(略)																								
5	2	3	<p>■市が実施する対策</p> <p>1 支援物資の受入と避難所への輸送</p> <p>市は避難所等の(中略)的確に把握することに努める。</p> <p><u>また</u>、南海トラフ地震等の大規模災害時における県・国からの支援物資(プル型・プッシュ型支援)の受入れは「<u>鳥羽市受援計画</u>」「<u>三重県広域受援計画</u>」及び各協定に基づき、「物資調達・輸送調整等支援システム」により調達・輸送を行う。(以下略)</p>	<p>■市が実施する対策</p> <p>1 支援物資の受入と避難所への輸送</p> <p>市は避難所等の(中略)的確に把握することに努める。</p> <p><u>また</u>、南海トラフ地震等の大規模災害時における県・国からの支援物資(プル型・プッシュ型支援)の受入れは「<u>三重県広域受援計画</u>」に基づき、「物資調達・輸送調整等支援システム」により調達・輸送を行う。(以下略)</p>	誤記修正 受援計画策定のため																						
3-107	5	2	3	<p>■市が実施する対策</p> <p>2 必要物資等の支援要領</p> <p>(2) 避難者に対する生活必需品等の供給の目安</p> <p>【生活必需品等供給計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震発生1～24時間以内：医薬品(中略) <u>仮設・携帯トイレ</u>、<u>(※必要に応じて)感染防止資機材(マスク、消毒液、簡易ベッド、間仕切り等)等</u> 地震発生24時間後～：日用品雑貨(中略)その他 <u>(ビニールシート、ブルーシート等)</u> など 	<p>■市が実施する対策</p> <p>2 必要物資等の支援要領</p> <p>(2) 避難者に対する生活必需品等の供給の目安</p> <p>【生活必需品等供給計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震発生1～24時間以内：医薬品(中略) <u>仮設トイレ等</u> 地震発生24時間後～：日用品雑貨(中略)その他 <u>(ビニールシート等)</u> など 	県修正(R3)に整合																					
3-112	6	1	2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>主担当部</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(主な収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>・一般船舶や沿岸の<u>市民</u>へ災害情報を伝達 (<u>鳥羽海上保安部</u>、各関係機関)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)	(略)	(略)	(略)	・一般船舶や沿岸の <u>市民</u> へ災害情報を伝達 (<u>鳥羽海上保安部</u> 、各関係機関)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>主担当部</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(主な収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>・一般船舶や沿岸<u>住民</u>へ災害情報を伝達 (<u>海上保安部</u>、各関係機関)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)	(略)	(略)	(略)	・一般船舶や沿岸 <u>住民</u> へ災害情報を伝達 (<u>海上保安部</u> 、各関係機関)	防災関係機関の具体化と修正					
対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)																								
(略)	(略)	(略)	・一般船舶や沿岸の <u>市民</u> へ災害情報を伝達 (<u>鳥羽海上保安部</u> 、各関係機関)																								
対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)																								
(略)	(略)	(略)	・一般船舶や沿岸 <u>住民</u> へ災害情報を伝達 (<u>海上保安部</u> 、各関係機関)																								
3-113	6	1	3	<p>■計画関係者共通事項等</p> <p>1(1)ア 海上での災害(表中)</p> <p style="text-align: center;"><u>指定海上防災機関</u></p> <p>※<u>指定海上防災機関</u>は、事故原因者から委託、又は、海上保安庁長官からの指示があった場合に活動する。</p>	<p>■計画関係者共通事項等</p> <p>1(1)ア 海上での災害(表中)</p> <p style="text-align: center;"><u>海上災害防止センター</u></p> <p>※<u>海上災害防止センター</u>は、事故原因者から委託、又は、海上保安部長官からの指示があった場合に活動する。</p>																						

3部12

ページ	章	節	項	新	旧	備考
3-114	6	1	3	<p>イ 陸上起因の災害 (表中)</p> 	<p>イ 陸上起因の災害 (表中)</p> 	防災関係機関の具体化と修正
3-115				<p>2(3) 関係機関に対する協力要請 また、油流出事故の場合、必要に応じ「<u>鳥羽地区排出油等防除協議会</u>」「伊勢湾排出油等防除協議会」「四日市港湾災害対策協議会」「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図る。</p> <p>4(1) 実施機関 流出油事防除等の活動にあたっては、<u>鳥羽海上保安部、指定海上防災機関</u>（海上災害防止センター）、（中略）必要な協力を行う。 なお、必要に応じ「<u>鳥羽地区排出油等防除協議会</u>」「伊勢湾排出油等防除協議会」「四日市港湾災害対策協議会」（中略）等の組織の効果的な運営を図る。 また県及び<u>鳥羽海上保安部</u>は、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ応急対策全般に係わる連絡調整を行う連絡調整本部を海上保安部、県、沿岸市町、警察（中略）包括される。 連絡調整本部の設置場所は、<u>鳥羽海上保安部</u>もしくは（以下略）</p>	<p>2(3) 関係機関に対する協力要請 また、油流出事故の場合、必要に応じ（追加）「伊勢湾排出油等防除協議会」「四日市港湾災害対策協議会」「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図る。</p> <p>4(1) 実施機関 流出油事防除等の活動にあたっては、<u>海上保安部、海上災害防止センター</u>、（中略）必要な協力を行う。 なお、必要に応じ（追加）「伊勢湾排出油等防除協議会」「四日市港湾災害対策協議会」「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図る。 また県及び<u>海上保安部</u>は、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ応急対策全般に係わる連絡調整を行う連絡調整本部を海上保安部、県、沿岸市町、警察（中略）包括される。 連絡調整本部の設置場所は、<u>海上保安部</u>もしくは（以下略）</p>	防災関係機関の追加と具体化
3-115 ～ 3-116				<p>(2)ア 海上における防除活動の分担 発災船舶等は、<u>鳥羽海上保安部</u>への通報を行うとともに、流出油の拡大防止及び回収作業を実施する。（中略） <u>鳥羽海上保安部</u>は、流出油の拡大防止措置を（以下略）</p> <p>イ 陸上における防除活動の分担 消防機関は、防除活動を指示するとともに、必要に応じ流出油の状況を<u>鳥羽海上保安部</u>に連絡する。 また、<u>鳥羽海上保安部</u>は、消防機関との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行う。</p>	<p>(2)ア 海上における防除活動の分担 発災船舶等は、<u>海上保安部</u>への通報を行うとともに、流出油の拡大防止及び回収作業を実施する。（中略） <u>海上保安部</u>は、流出油の拡大防止措置を（以下略）</p> <p>イ 陸上における防除活動の分担 消防機関は、防除活動を指示するとともに、必要に応じ流出油の状況を<u>海上保安部</u>に連絡する。 また、<u>海上保安部</u>は、消防機関との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行う。</p>	
3-116	6	1	3	<p>4(4) 市の措置 エ <u>避難に関する指示</u>及び誘導</p>	<p>4(4) 市の措置 エ <u>避難の勧告、指示</u>及び誘導</p>	ガイドラインに整合
3-117				<p>(7)オ <u>鳥羽海上保安部</u>との連絡調整 (8) <u>鳥羽海上保安部</u>等の措置（推進計画）（以下略）</p>	<p>(7)オ <u>海上保安部</u>との連絡調整 (8) <u>海上保安部</u>等の措置（推進計画）（以下略）</p>	防災関係機関の具体化
3-123	7	2	3	<p>■市が実施する対策 1(2) <u>罹災</u>証明書の交付 <u>罹災</u>証明書の交付については（以下略）</p>	<p>■市が実施する対策 1(2) <u>り災</u>証明書の交付 <u>り災</u>証明書の交付については（以下略）</p>	り災を罹災に表記変更

3部13

ページ	章	節	項	新	旧	備考											
3-124	7	2	3	3(1) 公営住宅及び応急仮設住宅（借上げ）の確保とあっせん 住家が滅失したり、 <u>罹災</u> した者のうち	3(1) 公営住宅及び応急仮設住宅（借上げ）の確保とあっせん 住家が滅失したり、 <u>り災</u> した者のうち	り災を罹災 に表記変更											
				(3) 応急仮設住宅の建設 (前略) プレハブ建築協会・建設業協会・事業者等と連携を行い、災 害のため住家が滅失したり、 <u>罹災</u> した者のうち（以下略）	(3) 応急仮設住宅の建設 (前略) プレハブ建築協会・建設業協会・事業者等と連携を行い、災 害のため住家が滅失したり、 <u>り災</u> した者のうち（以下略）												
3-125	7	3	2	第 <u>2</u> 項 主要対策項目	第 <u>3</u> 項 主要対策項目	県修正(R3) に整合											
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策（活動）項目</th> <th>主担当部</th> <th>活動開始時期等</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>文化財・歴史的公文書等の保護</u></td> <td>教育部</td> <td>【発災後3日以内】</td> <td>被害状況</td> </tr> </tbody> </table>	対策（活動）項目		主担当部	活動開始時期等	(略)	<u>文化財・歴史的公文書等の保護</u>	教育部	【発災後3日以内】	被害状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策（活動）項目</th> <th>主担当部</th> <th>活動開始時期等</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>指定文化財の保護</u></td> <td>教育部</td> <td>【発災後3日以内】</td> <td>被害状況</td> </tr> </tbody> </table>	対策（活動）項目	主担当部	活動開始時期等
対策（活動）項目	主担当部	活動開始時期等	(略)														
<u>文化財・歴史的公文書等の保護</u>	教育部	【発災後3日以内】	被害状況														
対策（活動）項目	主担当部	活動開始時期等	(略)														
<u>指定文化財の保護</u>	教育部	【発災後3日以内】	被害状況														
3-127	7	3	3	7 指定文化財の保護 (1) 被害報告 <u>文化財・歴史的公文書等</u> が被害を受けたときは、その所有者、 管理者及び管理団体は <u>速やかに市教育委員会に報告するとともに</u> <u>、市教育委員会はその所有者、管理者及び管理団体とともに被害</u> <u>状況を調査し、その結果を速やかに被災者支援部隊<教育対策</u> <u>班>に報告する。調査実施ができない状態の場合は、被災者支援</u> <u>部隊<教育対策班>に連絡の上、県との協議を行う。</u> <u>(削除)</u> 市指定文化財が（以下略） (2) 応急対応 <u>国・県・市指定文化財・歴史的公文書等</u> が被害を受けたときは、 (中略) 必要な指示・助言を行う。	7 指定文化財の保護 (1) 被害報告： <u>国・県指定等文化財</u> が被害を受けたときは、その所 有者、管理者及び管理団体は <u>被害状況を調査し、その結果を速や</u> <u>かに市教育委員会を通じて県教育委員会に報告する。</u> <u>県教育委員会は、(中略) 国指定等文化財については、国（文</u> <u>化庁）に報告する。</u> 市指定文化財が（以下略） (2) 応急対応： <u>国・県・市指定文化財</u> が被害を受けたときは、(中 略) 必要な指示・助言を行う。	県修正(R3) 及び実行動 に整合											
3-128	7	4	3	4 災害義援金の配分 被災地の状況、災害義援金の内容、数量等を検討し、速やかに <u>罹災者</u> に届くよう配分する。	4 災害義援金の配分 被災地の状況、災害義援金の内容、数量等を検討し、速やかに <u>り災者</u> に届くよう配分する。	り災を罹災 に表記変更											

第4部 復旧・復興対策

ページ	章	節	項	新	旧	備考																																																																																						
4-2	1	1	2	<p>■市と県が連携して実施する対策</p> <p>1(2)エ その他の特別の財政援助及び助成</p> <p>(ウ) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例</p> <p>(3) 激甚災害に関する調査</p> <p>(4) 激甚災害指定の促進</p>	<p>■市と県が連携して実施する対策</p> <p>1(2)エ その他の特別の財政援助及び助成</p> <p>(ウ) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例</p> <p>(1) 激甚災害に関する調査</p> <p>(2) 激甚災害指定の促進</p>	<p>り災を罹災に表現変更 (他の場所の記載は省略→本文にのみ記載)</p>																																																																																						
4-6	1	2	2	<p>■市と県が連携して実施する対策</p> <p>2(2)イ対象世帯と支給額</p> <p>自然災害により(中略)d大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)と住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)を支給する。<u>また、e中規模半壊した世帯に対しては、住宅の再建方式に応じて支給する支援金(加算支援金)を支給する。</u></p> <p>《複数世帯の場合》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>住宅の再建方法</th> <th>基礎支援金</th> <th>加算支援金</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊世帯(以下略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊した世帯</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><u>中規模半壊した世帯</u></td> <td>建設・購入</td> <td>二</td> <td><u>100</u></td> <td><u>100</u></td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>二</td> <td><u>50</u></td> <td><u>50</u></td> </tr> <tr> <td>賃貸(公営住宅以外)</td> <td>二</td> <td><u>25</u></td> <td><u>25</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>《単数世帯の場合》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>住宅の再建方法</th> <th>基礎支援金</th> <th>加算支援金</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><u>中規模半壊した世帯</u></td> <td>建設・購入</td> <td>二</td> <td><u>75</u></td> <td><u>75</u></td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>二</td> <td><u>37.5</u></td> <td><u>37.5</u></td> </tr> <tr> <td>賃貸(公営住宅以外)</td> <td>二</td> <td><u>18.75</u></td> <td><u>18.75</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	全壊世帯(以下略)	(略)	(略)	(略)	(略)	大規模半壊した世帯	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>中規模半壊した世帯</u>	建設・購入	二	<u>100</u>	<u>100</u>	補修	二	<u>50</u>	<u>50</u>	賃貸(公営住宅以外)	二	<u>25</u>	<u>25</u>	区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	(略)					<u>中規模半壊した世帯</u>	建設・購入	二	<u>75</u>	<u>75</u>	補修	二	<u>37.5</u>	<u>37.5</u>	賃貸(公営住宅以外)	二	<u>18.75</u>	<u>18.75</u>	<p>■市と県が連携して実施する対策</p> <p>2(2)イ対象世帯と支給額</p> <p>自然災害により(中略)d大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)と住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)を支給する。<u>(追加)</u></p> <p>《複数世帯の場合》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>住宅の再建方法</th> <th>基礎支援金</th> <th>加算支援金</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊世帯 半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯 長期避難世帯</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊した世帯</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>《単数世帯の場合》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>住宅の再建方法</th> <th>基礎支援金</th> <th>加算支援金</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	全壊世帯 半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯 長期避難世帯	(略)	(略)	(略)	(略)	大規模半壊した世帯	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>(追加)</u>					区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	(略)					<u>(追加)</u>					<p>県修正(R3)に整合</p>
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計																																																																																								
全壊世帯(以下略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																								
大規模半壊した世帯	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																								
<u>中規模半壊した世帯</u>	建設・購入	二	<u>100</u>	<u>100</u>																																																																																								
	補修	二	<u>50</u>	<u>50</u>																																																																																								
	賃貸(公営住宅以外)	二	<u>25</u>	<u>25</u>																																																																																								
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計																																																																																								
(略)																																																																																												
<u>中規模半壊した世帯</u>	建設・購入	二	<u>75</u>	<u>75</u>																																																																																								
	補修	二	<u>37.5</u>	<u>37.5</u>																																																																																								
	賃貸(公営住宅以外)	二	<u>18.75</u>	<u>18.75</u>																																																																																								
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計																																																																																								
全壊世帯 半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯 長期避難世帯	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																								
大規模半壊した世帯	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																								
<u>(追加)</u>																																																																																												
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計																																																																																								
(略)																																																																																												
<u>(追加)</u>																																																																																												

特別対策 東海地震に関する緊急対策

ページ	章	節	項	新	旧	備考
特-3 ※	1	1	3	1 (2) 避難の <u>指示</u> 、又は警戒区域の設定 2 (2) 避難の <u>指示</u> に関する事項	1 (2) 避難の <u>勧告・指示</u> 、又は警戒区域の設定 2 (2) 避難の <u>勧告又は指示</u> に関する事項	「避難情報に関するガイドライン(R3.5)」に整合
特-7	2	1	2	■市が実施する対策 1 (1)ウ 避難の <u>指示</u> 又は警戒区域の設定（中略） (2)ア(ウ) 警戒区域内の <u>市民への避難指示等</u> の伝達	■市が実施する対策 1 (1)ウ 避難の <u>勧告・指示</u> 又は警戒区域の設定（中略） (2)ア(ウ) 警戒区域内の <u>地域住民への避難の勧告又は指示</u> の伝達	
特-14	2	3	2	■市が実施する対策 2 (6) 避難の <u>指示</u> 又は警戒区域の設定	■市が実施する対策 2 (6) 避難の <u>勧告・指示</u> 又は警戒区域の設定	
特-15			4	4 避難対策の基本方針 (1) 市が、(中略) 予想されるため、避難 <u>指示</u> の対象となる地域（中略）の <u>市民</u> は、(中略) 避難地へ避難する。 (2) 「避難対象地区」の <u>市民</u> が（中略）避難対象地区の <u>市民</u> については、(中略) 避難の実効性を確保するよう努める。	4 避難対策の基本方針 (1) 市が、(中略) 予想されるため、避難の <u>勧告・指示</u> の対象となる地域（中略）の <u>住民等</u> は、(中略) 避難地へ避難する。 (2) 「避難対象地区」の <u>住民等</u> が（中略）避難対象地区の <u>住民等</u> については、(中略) 避難の実効性を確保するよう努める。	
			5	5 避難のための <u>指示</u> (1) <u>避難指示</u> の基準 市長は、 <u>「避難指示」を発令することを基準とする。</u> (2) <u>避難指示</u> の伝達方法 市長は、警戒宣言発令後速やかに <u>避難指示を発令し</u> 、防災行政無線、とばメール、広報車等により <u>避難対象地区の市民等に伝達する。</u> また、警察官、海上保安官に対し、 <u>避難指示</u> の伝達について <u>組織を通じて協力を要請する。</u> なお、市は、必要に応じ <u>避難指示</u> に関する（以下略）	5 避難のための <u>勧告及び指示</u> (1) <u>勧告・指示</u> の基準 市長は、 <u>原則として「避難の勧告」を行うものとし、急を要する時は、「避難の指示」を行う。</u> (2) <u>勧告・指示</u> の伝達方法 市長は、警戒宣言発令後速やかに <u>避難対象地区の住民等に対し</u> 、防災行政無線、とばメール、広報車等により <u>避難の勧告・指示を行う。</u> また、警察官、海上保安官に対し、 <u>避難の勧告・指示</u> の伝達について <u>協力を要請する。</u> なお、市は、必要に応じ <u>避難の勧告・指示</u> に関する（以下略）	
特-17	2	3	2	■その他の防災関係機関が実施する対策 1 避難計画の作成 避難実施等措置者は、(中略)、 <u>男女のニーズの違いなど多様な視点</u> に立った避難地運営に努めること。	■その他の防災関係機関が実施する対策 1 避難計画の作成 避難実施等措置者は、(中略)、 <u>男女のニーズの違いを考慮のうえ、双方の視点</u> に立った避難地運営に努めること。	県修正(R3)に整合
特-27	2	10	2	■市が実施する対策 1 <u>受援・応援体制の整備</u> 警戒宣言が発せられた場合に速やかに応援部隊の受入体制をとることができるよう、「第3部 第1章 第5節 広域的な受援・応援体制の整備 (3-50 頁)」に準じ、 <u>受援・応援体制を整備する。</u>	■市が実施する対策 1 <u>応受援計画の事前策定</u> 警戒宣言が発せられた場合に速やかに応援部隊の受入体制をとることができるよう、「第3部 第1章 第5節 広域的な受援・応援体制の整備 (P156)」に準じ、 <u>受援・応援援計画を事前に策定しておく。</u>	受援計画は策定済みのため
特-31	2	12	—	第12節 公共土木施設等の安全対策 【主担当部】：建設部、 <u>農林水産部</u>	第12節 公共土木施設等の安全対策 【主担当部】：建設部、 <u>農水商工部</u>	組織改編

※特：特別対策